本資料のうち、枠囲みの内容 は、機密事項に属しますので 公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第	<b>第7号機</b> 工事計画審査資料
資料番号	KK7-001-44 改3
提出年月日	2020年6月5日

# 基本設計方針に関する説明資料 【第54条 重大事故等対処設備】

- ・要求事項との対比表 (設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-7)
- ・各条文の設計の考え方 (設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-6)
- ・先行審査プラントの記載との比較表

2020 年 6 月 東京電力ホールディングス株式会社

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 様式-7

		要求事項との対	比衣	-	りが多史画別
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1/III
(重大事故等対処設備)		ロ 発電用原子炉施設の一般構造			
		6号及び7号炉			
		(3) その他の主要な構造			
第五十四条 重大事故等対処設		b. 重大事故等対処施設(発電用原子炉施			
備は、次に定めるところによら		設への人の不法な侵入等の防止,中央制御			
なければならない。		室, 監視測定設備, 緊急時対策所及び通信			
		連絡を行うために必要な設備は, a. 設計			
		基準対象施設に記載)			
		(c) 重大事故等対処設備	1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止		
		(c-1)多様性,位置的分散,悪影響防止等	等		
【解釈】		(c-1-1) 多様性,位置的分散	(1)多樣性,位置的分散		
第54条(重大事故等対処設備)	重大事故等対処設備は、共通要因とし	<u>共通要因として</u> は <u>, 環境条件, 自然現象,</u>	共通要因としては,環境条件,自然現象,	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設 (共通)
1 第1項から第3項までに規	て,環境条件,自然現象,発電所敷地又は	発電所敷地又はその周辺において想定さ	発電所敷地又はその周辺において想定さ	現の違いによる差異あり。	5.1.2 多様性,位置的分散等
定する「想定される重大事故等」	その周辺において想定される発電用原子	れる発電用原子炉施設の安全性を損なわ	れる発電用原子炉施設の安全性を損なわ	・要求事項に対する設計の明	(1) 多重性又は多様性及び独立性
とは、設置許可基準規則解釈第	炉施設の安全性を損なわせる原因となる	せる原因となるおそれがある事象であっ	せる原因となるおそれがある事象であっ	確化。	
37条において想定する事故シ	おそれがある事象であって人為によるも	て人為によるもの(外部人為事象),溢水,	て人為によるもの(外部人為事象),溢水,		
ーケンスグループ(炉心の著し	の(以下「外部人為事象」という。), 溢水,	火災及びサポート系の故障を考慮する。①	火災及びサポート系の故障を考慮する。		
い損傷後の原子炉格納容器の機	火災及びサポート系の故障を考慮する。	-1	♦ (①-1)		
能に期待できるものにあって	①-1【54条1】				
は、計画された対策が想定する					
もの。)、想定する格納容器破損	発電所敷地で想定される自然現象とし	発電所敷地で想定される自然現象とし	発電所敷地で想定される自然現象につ	・差異なし。	同上
モード、使用済燃料貯蔵槽内に	て,地震,津波,風(台風),竜巻,低温	て, 地震, 津波, 風(台風), 竜巻, 低温	いては、網羅的に抽出するために、地震、	・要求事項に対する設計の明	
おける想定事故及び想定する運	(凍結),降水,積雪,落雷,地滑り,火	(凍結),降水,積雪,落雷,地滑り,火	津波に加え,発電所敷地及びその周辺での	確化。	
転停止中事故シーケンスグルー	山の影響及び生物学的事象を選定する。	山の影響及び生物学的事象を選定する。①	発生実績の有無に関わらず,国内外の基準		
プをいう。④, ⑤, ⑥	①-2【54条2】	-2	や文献等に基づき収集した洪水、風(台		
			風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 地		
			滑り,火山の影響,生物学的事象,森林火		
			災等の事象を考慮する。 <a>◆ (①-1)</a> これら		
			の事象のうち,発電所敷地及びその周辺で		
			の発生の可能性,重大事故等対処設備への		
			影響度,事象進展速度や事象進展に対する		
			時間余裕の観点から,重大事故等対処設備		
			に影響を与えるおそれがある事象として、		
			地震, 津波, 風(台風), 竜巻, 低温(凍		

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 要求事項との対比表

		安水事項との別			
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	NIM Q
			結),降水,積雪,落雷,地滑り,火山の		
			影響及び生物学的事象を選定する。また,		
			設計基準事故対処設備等と重大事故等対		
			処設備に対する共通要因としては,地震,		
			津波,風(台風),竜巻,低温(凍結),降		
			水, 積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響及び		
			生物学的事象を選定する。なお、森林火災		
			の出火原因となるのは、たき火やタバコ等		
			の人為によるものが大半であることを考		
			慮し,森林火災については,人為によるも		
			の(火災・爆発)として選定する。		
			♦ (①-2)		
	自然現象の組合せについては,地震,積	   自然現象の組合せについては, 地震, 積	自然現象の組合せについては、地震、積	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	原子炉冷却系統施設(共通)
	雪及び火山の影響を考慮する。	雪及び火山の影響を考慮する。①-3	雪,火山の影響を考慮する。◆ (①-3)	・要求事項に対する設計の明	5.1.2 多様性,位置的分散等
	①-3【54条3】			確化。	(1) 多重性又は多様性及び独立性
	外部人為事象として, 飛来物(航空機落	   発電所敷地又はその周辺において想定	発電所敷地又はその周辺において想定	<ul><li>・同趣旨の記載ではあるが、表</li></ul>	同上
			される発電用原子炉施設の安全性を損な		
			わせる原因となるおそれがある事象であ		
			って人為によるものについては、網羅的に		
			抽出するために、発電所敷地及びその周辺	· · · · <del>- ·</del>	
	ムを選定する。		での発生実績の有無に関わらず、国内外の		
	①-4【54条4】		基準や文献等に基づき収集した飛来物(航		
			空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工		
		<u>する。①-4</u>	場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁		
		<u> </u>	的障害,故意による大型航空機の衝突その		
			他のテロリズム等の事象を考慮する。		
			他のプロックム等の事象を考慮する。   <b>◇ (①-1)</b> これらの事象のうち, 発電所敷		
			地及びその周辺での発生の可能性、重大事		
			故等対処設備への影響度,事象進展速度や		
			事象進展に対する時間余裕の観点から、重		
			大事故等対処設備に影響を与えるおそれ		

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

		要求事項との対			:前回提出時力	3 · (A) A B   (1)
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書		設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	 
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文		添付書類八	及び基本設計方針との対比	E. HIA
			がある事	象として,火災・爆発(森林火災,		
			近隣工場	等の火災・爆発,航空機落下火災		
			等),有詞	毒ガス,船舶の衝突,電磁的障害		
			及び故意	による大型航空機の衝突その他		
			のテロリ	ズムを選定する。また、設計基準		
			事故対処	L設備等と重大事故等対処設備に		
			対する共	:通要因としては、火災・爆発(森		
			林火災,	近隣工場等の火災・爆発、航空機		
			落下火災	等),有毒ガス,船舶の衝突,電		
			磁的障害	F及び故意による大型航空機の衝		
			突その他	[のテロリズムを選定する。		
			♦ (1)-4	1)		
	故意による大型航空機の衝突その他の	<u>故意による大型航空機衝突その他のテ</u>	故意に	よる大型航空機の衝突その他の	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	テロリズムについては,可搬型重大事故等	ロリズムについては,可搬型重大事故等対	テロリズ	ぶムについては,可搬型重大事故等	現の違いによる差異あり。	5.1.2 多様性,位置的分散等
	対処設備による対策を講じることとする。	処設備による対策を講じることとする。	対処設備	による対策を講じることとする。	・要求事項に対する設計の明	(1) 多重性又は多様性及び独立性
	①-5【54条5】	①-5	♦ (1)-5	5)	確化。	
	建屋については、地震、津波、火災及び	建屋については、地震、津波、火災及び	建屋に	ついては、地震、津波、火災及び	・差異なし	同上
	外部からの衝撃による損傷を防止できる	外部からの衝撃による損傷を防止できる	外部から	の衝撃による損傷を防止できる	・要求事項に対する設計の明	
	設計とする。	<u>設計とする。</u> ①-6	設計とす	~る。 ◇ (①−6)	確化。	
	①-6【54条6】					
	重大事故緩和設備についても,共通要因	重大事故緩和設備についても,可能な限	重大事	故緩和設備についても,可能な限	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	の特性を踏まえ,可能な限り多様性を確保	<u>り多様性を考慮する。</u> ①-7	り多様性	:を考慮する <mark>◇ (①-7)</mark>	現の違いによる差異あり。	
	し、位置的分散を図ることを考慮する。				・要求事項に対する設計の明	
	①-7【54条7】				確化。	

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則 5.1.5	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書	設置変更許可, 技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	泛 <u></u> (十事)		1 1 1
5. 1. 5			添付書類八	及び基本設計方針との対比	ин 3
生した場合における温度、放射 事故等な線、荷重その他の使用条件にお 線,荷重	f重及びその他の使用条件において,		,	・要求事項に対する設計の明	原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.5 環境条件等
めに必要な機能を有効に発揮す 置場所 ること。⑤ 耐環境性 作が可能	「(使用場所) 又は保管場所に応じた 性を有する設計とするとともに,操 「能な設計とする。 【54条8】	置場所(使用場所)又は保管場所に応じた	置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに,操作が可能な設計とする。 ◇ (⑤-1)		
大事故等用温度)他の使用影響,重心を影響,重心を影響。の影響をある。 ない ままれる おおい おおい はい の はい の はい の はい の はい の はい の は	E),放射線及び荷重に加えて、その 更用条件として環境圧力、湿度による 重大事故等時に海水を通水する系統 と響、自然現象による影響、外部人為 の影響、周辺機器等からの悪影響及び けの性状(冷却材中の破損物等の異物 の。)の影響を考慮する。荷重として 大事故等が発生した場合における機	大事故等時における温度(環境温度,使用温度),放射線,荷重に加えて,その他の使用条件として環境圧力,湿度による影響,重大事故等時に海水を通水する系統への影響,自然現象による影響,発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因と	大事故等時における温度(環境温度,使用温度),放射線,荷重に加えて,その他の使用条件として環境圧力,湿度による影響,重大事故等時に海水を通水する系統への影響,自然現象による影響,発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものの影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。荷重としては,重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加	現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明	同上

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 要求事項との対比表

		要水争頃との対		,	
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	The AD
	自然現象について,重大事故等時に重大	自然現象について,重大事故等時に重大	自然現象の選定に当たっては、網羅的に	・差異なし。	原子炉冷却系統施設 (共通)
	事故等対処設備に影響を与えるおそれが	事故等対処設備に影響を与えるおそれが	抽出するために、地震、津波に加え、発電	・要求事項に対する設計の明	5.1.5 環境条件等
	ある事象として,地震,風(台風),低温	ある事象として,地震,風(台風),低温	所敷地及びその周辺での発生実績の有無	確化。	
	(凍結)、降水及び積雪を選定する。これ	(凍結),降水及び積雪を選定する。これ	に関わらず,国内外の基準や文献等に基づ		
	らの事象のうち、低温(凍結)及び降水に	らの事象のうち,低温(凍結)及び降水に	き収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、		
	ついては、屋外の天候による影響として考	ついては,屋外の天候による影響として考	降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響,		
	慮する。⑤-3【54条10】	<u>慮する。</u>	生物学的事象,森林火災等の事象を考慮す		
	自然現象による荷重の組合せについて	自然現象による荷重の組合せについて	る。◆ (①-1) これらの事象のうち, 重大		同上
	は、地震、風(台風)及び積雪の影響を考	は,地震,風(台風)及び積雪の影響を考	事故等時における発電所敷地及びその周		
	慮する。	<u>慮する。</u> ⑤-3	辺での発生の可能性,重大事故等対処設備		
	⑤-3【54条11】		への影響度,事象進展速度や事象進展に対		
			する時間余裕の観点から,重大事故等時に		
			重大事故等対処設備に影響を与えるおそ		
			れがある事象として、地震、風(台風)、		
			低温 (凍結),降水及び積雪を選定する。		
			これらの事象のうち、低温(凍結)及び降		
			水については,屋外の天候による影響とし		
			て考慮する。		
			自然現象による荷重の組合せについて		
			は、地震、風(台風)及び積雪の影響を考		
			慮する。◇ (⑤-3)		
	これらの環境条件のうち, 重大事故等時	これらの環境条件のうち, 重大事故等時	これらの環境条件のうち, 重大事故等時	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	における環境温度、環境圧力、湿度による	における環境温度,環境圧力,湿度による	  における環境温度,環境圧力,湿度による	現の違いによる差異あり。	
	影響,屋外の天候による影響(低温(凍結)	影響,屋外の天候による影響,重大事故等	影響,屋外の天候による影響,重大事故等	・要求事項に対する設計の明	
	及び降水),重大事故等時の放射線による	時の放射線による影響及び荷重に対して	時の放射線による影響及び荷重に対して	確化。	
	影響及び荷重に対しては,重大事故等対処	は,重大事故等対処設備の設置場所 (使用	は,重大事故等対処設備を設置(使用)又		
	設備を設置(使用)又は保管する場所に応	場所) 又は保管場所に応じて, 以下の設備	は保管する場所に応じて,以下の設備分類		
	じて,以下の設備分類ごとに必要な機能を	分類ごとに必要な機能を有効に発揮でき	ごとに必要な機能を有効に発揮できる設		
	有効に発揮できる設計とする。	<u>る設計とする。</u> (5-4	計とする。		
	⑤-4【54条12】				

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

		要求事項との対	比表	: 前回提出時为	りの変更直別
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	/#. #.
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	原子炉格納容器内の重大事故等対処設	原子炉格納容器内の重大事故等対処設	原子炉格納容器内の重大事故等対処設	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	原子炉冷却系統施設 (共通)
	備は,想定される重大事故等時における原	備は,想定される重大事故等時における原	備は、想定される重大事故等時における原	・要求事項に対する設計の明	5.1.5 環境条件等
	子炉格納容器内の環境条件を考慮した設	子炉格納容器内の環境条件を考慮した設	子炉格納容器内の環境条件を考慮した設	確化。	(1) 環境圧力,環境温度及び湿度によ
	計とする。また、地震による荷重を考慮し	計とする。また、地震による荷重を考慮し	計とする。また、地震による荷重を考慮し		る影響, 放射線による影響, 屋外の天候
	て、機能を損なわない設計とする。操作は	て、機能を損なわない設計とする。操作は、	て、機能を損なわない設計とする。操作は、		による影響(低温(凍結)及び降水)並
	中央制御室から可能な設計とする。	中央制御室から可能な設計とする。 5-5	中央制御室から可能な設計とする。		びに荷重
	⑤-5【54条 13】		♦ (⑤–5)		
	原子炉建屋原子炉区域内の重大事故等	原子炉建屋原子炉区域内の重大事故等	原子炉建屋原子炉区域内の重大事故等	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	対処設備は,想定される重大事故等時にお	対処設備は,想定される重大事故等時にお	対処設備は,想定される重大事故等時にお	現の違いによる差異あり。	
	ける環境条件を考慮する。また、地震によ	ける環境条件を考慮する。また、地震によ	ける環境条件を考慮する。また、地震によ	・要求事項に対する設計の明	
	る荷重を考慮して、機能を損なわない設計	る荷重を考慮して,機能を損なわない設計	る荷重を考慮して、機能を損なわない設計	確化。	
	とするとともに,可搬型重大事故等対処設	とするとともに,可搬型重大事故等対処設	とするとともに,可搬型重大事故等対処設		
	備は,必要により当該設備の落下防止,転	備は,必要により当該設備の落下防止,転	備は,必要により当該設備の落下防止,転		
	倒防止及び固縛の措置をとる。操作は中央	<u>倒防止</u> , <u>固縛の措置をとる。操作は</u> , <u>中央</u>	倒防止, 固縛の措置をとる。操作は, 中央		
	制御室,異なる区画若しくは離れた場所又	制御室,異なる区画若しくは離れた場所又	制御室,異なる区画若しくは離れた場所又		
	は設置場所で可能な設計とする。	は設置場所で可能な設計とする。 5-6	は設置場所で可能な設計とする。		
	⑤-6【54条14】		♦ (⑤–6)		
	このうち, インターフェイスシステム			・技術基準規則の要求事項に	同上
	LOCA 時,使用済燃料貯蔵プールにおける			対する基本設計方針を記載。	
	重大事故に至るおそれのある事故又は主			・要求事項に対する設計の明	
	蒸気管破断事故起因の重大事故等時に使			確化。	
	用する設備については、これらの環境条件				
	を考慮した設計とするか、これらの環境影				
	響を受けない区画等に設置する。				
	特に,使用済燃料貯蔵プール監視カメラ				
	は,使用済燃料貯蔵プールに係る重大事故				
	等時に使用するため、その環境影響を考慮				
	して,空気を供給し冷却することで耐環境				
	性向上を図る設計とする。				
	⑤【54条15】				

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 様式-7

		要求事項との対	比表	:前回提出時力	いらの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	\/H
	原子炉建屋内の原子炉区域外及びその	原子炉建屋内の原子炉区域外及びその	原子炉建屋内の原子炉区域外及びその	・差異なし。	原子炉冷却系統施設(共通)
	他の建屋内の重大事故等対処設備は,重大	他の建屋内の重大事故等対処設備は,重大	他の建屋内の重大事故等対処設備は,重大	・要求事項に対する設計の明	5.1.5 環境条件等
	事故等時におけるそれぞれの場所の環境	事故等時におけるそれぞれの場所の環境	事故等時におけるそれぞれの場所の環境	確化。	(1) 環境圧力,環境温度及び湿度によ
	条件を考慮した設計とする。	条件を考慮した設計とする。 ⑤-7	条件を考慮した設計とする。 ◆ (⑤-7)		る影響,放射線による影響,屋外の天候
	⑤-7【54条16】				による影響(低温(凍結)及び降水)並
					びに荷重
	また、地震による荷重を考慮して、機能				同上 
		を損なわない設計とするとともに、可搬型			
		重大事故等対処設備は、必要により当該設			
	備の落下防止,転倒防止及び固縛の措置を	備の落下防止,転倒防止,固縛の措置をと	備の落下防止, 転倒防止, 固縛の措置をと	確化。	
	とる。	<u>3.</u> 5–8	る。◇ (⑤-8)		
	⑤-8【54条 17】				
	操作は中央制御室,異なる区画若しくは	操作は、中央制御室、異なる区画若しく	操作は中央制御室,異なる区画若しくは	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上
	離れた場所又は設置場所で可能な設計と	は離れた場所又は設置場所で可能な設計	離れた場所又は設置場所で可能な設計と	<ul><li>要求事項に対する設計の明</li></ul>	
	する。	とする。 ⑤-9	する。  (⑤−9)	確化。	
	⑤-9【54条 18】				
	屋外及び建屋屋上の重大事故等対処設	屋外及び建屋屋上の重大事故等対処設	屋外及び建屋屋上の重大事故等対処設備	・差異なし。	同上
	備は,重大事故等時における屋外の環境条	備は,重大事故等時における屋外の環境条	は,重大事故等時における屋外の環境条件	・要求事項に対する設計の明	
	件を考慮した設計とする。操作は中央制御	件を考慮した設計とする。操作は、中央制	を考慮した設計とする。操作は、中央制御	確化。	
	室,離れた場所又は設置場所で可能な設計	御室,離れた場所又は設置場所で可能な設	室,離れた場所又は設置場所で可能な設計		
	とする。	<u>計とする。</u> ⑤-10	とする。		
	⑤-10【54条19】				
	また 地震 国(ム国)及が建帝の影郷	オキ 地震 国(ム国)エーンシキキ帯の彫郷	オヤ 地震 国(ム国)エィンキキキサークトン郷	・	
			また、地震、風(台風)及び積雪の影響		同上
			による荷重を考慮し、機能を損なわない設		
			計とするとともに,可搬型重大事故等対処	1年12。	
		設備については、必要により当該設備の落			
	下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。	下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。	下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。		
	⑤-11【54条 20】	<u>\$-11</u>	♦ (⑤-11)		

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び下標) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	「比衣」	:前回提出時才	1900多更固別
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後) 積雪の影響を考慮して,必要により除雪等の措置を講じる。 ⑤【54条21】	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比 ・技術基準規則の要求事項に 対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明 確化。	原子炉冷却系統施設(共通) 5.1.5 環境条件等
	原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時に想定される圧力、温度等に対して、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。 ⑤【54条23】			<ul><li>技術基準規則の要求事項に 対する基本設計方針を記載。</li><li>要求事項に対する設計の明確化。</li></ul>	
	重大事故等対処設備のうち、主たる流路に影響を与える範囲については、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。  (5) 【54条24】			<ul><li>技術基準規則の要求事項に 対する基本設計方針を記載。</li><li>要求事項に対する設計の明確化。</li></ul>	

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び下標) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

亜水車頃との対比率

		要求事項との対比表		:前回提出時からの変更箇所	
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	/佣 石
	海水を通水する系統への影響に対して	海水を通水する系統への影響に対して	海水を通水する系統への影響に対して	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設 (共通)
	は、常時海水を通水する、海に設置する、	は、常時海水を通水する、海に設置する、	は、常時海水を通水する、海に設置する、	現の違いによる差異あり。	5.1.5 環境条件等
	又は海で使用する重大事故等対処設備は	又は海で使用する重大事故等対処設備は	又は海で使用する重大事故等対処設備は	・要求事項に対する設計の明	(2) 海水を通水する系統への影響
	耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水	耐腐食性材料を使用する設計とする。常時	耐腐食性材料を使用する設計とする。常時	確化。	
	するコンクリート構造物については,腐食	海水を通水するコンクリート構造物につ	海水を通水するコンクリート構造物につ		
	を考慮した設計とする。また,使用時に海	いては、腐食を考慮した設計とする。使用	いては、腐食を考慮した設計とする。使用		
	水を通水する重大事故等対処設備は,海水	時に海水を通水する重大事故等対処設備	時に海水を通水する重大事故等対処設備		
	の影響を考慮した設計とする。	は、海水の影響を考慮した設計とする。	は、海水の影響を考慮した設計とする。		
	⑤-12【54条 25】	<b>⑤</b> -12	♦ (5–12)		
	原則, 淡水を通水するが, 海水も通水す	原則, 淡水を通水するが, 海水も通水す	原則, 淡水を通水するが, 海水も通水す	・差異なし。	同上
	る可能性のある重大事故等対処設備は,可	る可能性のある重大事故等対処設備は,可	る可能性のある重大事故等対処設備は,可	・要求事項に対する設計の明	
	能な限り淡水を優先し,海水通水を短期間	能な限り淡水を優先し,海水通水を短期間	能な限り淡水を優先し,海水通水を短期間	確化。	
	とすることで,設備への海水の影響を考慮	とすることで,設備への海水の影響を考慮	とすることで、設備への海水の影響を考慮		
	する。また、海から直接取水する際の異物	する。また、海から直接取水する際の異物	する。また、海から直接取水する際の異物		
	の流入防止を考慮した設計とする。	<u>の流入防止を考慮した設計とする。</u>	の流入防止を考慮した設計とする。		
	⑤-13【54条26】	⑤-13	♦ (⑤-13)		
		発電所敷地又はその周辺において想定	発電所敷地又はその周辺において想定さ		
		される発電用原子炉施設の安全性を損な	れる発電用原子炉施設の安全性を損なわ		
		わせる原因となるおそれがある事象であ	せる原因となるおそれがある事象であっ		
	外部人為事象のうち重大事故等対処設	って人為によるもの <u>のうち重大事故等対</u>	て人為によるものの選定に当たっては、網	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設 (共通)
	備に影響を与えるおそれがある事象とし	処設備に影響を与えるおそれがある事象	羅的に抽出するために,発電所敷地及びそ	現の違いによる差異あり。	5.1.5 環境条件等
	て選定する電磁的障害に対しては,重大事	<u>として選定する</u> (①-1) <u>電磁的障害に対</u>	の周辺での発生実績の有無に関わらず,国	・要求事項に対する設計の明	(3) 電磁的障害
	故等対処設備は,重大事故等時においても	しては, 重大事故等対処設備は, 重大事故	内外の基準や文献等に基づき収集した飛	確化。	
	電磁波により機能を損なわない設計とす	等時においても電磁波により機能を損な	来物 (航空機落下等), ダムの崩壊, 爆発,		
	る。	<u>わない設計とする。</u> ⑤-14	近隣工場等の火災,有毒ガス,船舶の衝突,		
	⑤-14【54条27】		電磁的障害,故意による大型航空機の衝突		
			その他のテロリズム等の事象を考慮する。		
			◆ (①-1) これらの事象のうち, 発電所敷		
			地及びその周辺での発生の可能性, 重大事		
			故等対処設備への影響度,事象進展速度や		
			事象進展に対する時間余裕の観点から,重		
			大事故等対処設備に影響を与えるおそれ		
			がある事象として選定する電磁的障害に		
			対しては,重大事故等対処設備は,重大事		

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 様式-7

		安水争頃との対			
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	)#i /5
			故等時においても電磁波により機能を損		
			なわない設計とする。◆ (⑤-14)		
	重大事故等対処設備は,事故対応のため	重大事故等対処設備は,事故対応のため	重大事故等対処設備は,事故対応のため	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	に配置・配備している自主対策設備を含む	に配置・配備している自主対策設備を含む	に配置・配備している自主対策設備を含む	現の違いによる差異あり。	5.1.5 環境条件等
	周辺機器等からの悪影響により機能を損	周辺機器等からの悪影響により機能を損	周辺機器等からの悪影響により機能を損	・要求事項に対する設計の明	(4) 周辺機器等からの悪影響
	なわない設計とする。周辺機器等からの悪	なわない設計とする。周辺機器等からの悪	なわない設計とする。周辺機器等からの悪	確化。	
	影響としては、地震、火災及び溢水による	影響としては、地震、火災、溢水による波	影響としては、地震、火災、溢水による波		
	波及的影響を考慮する。	<u>及的影響を考慮する。</u> 5-15	及的影響を考慮する。 💠 (⑤-15)		
	⑤-15【54条 28】				
	溢水に対しては、重大事故等対処設備	溢水に対しては, 重大事故等対処設備	溢水に対しては、重大事故等対処設備	・差異なし。	同上
	は、想定される溢水により機能を損なわな	は、想定される溢水により機能を損なわな	は、想定される溢水により機能を損なわな	・要求事項に対する設計の明	
	いように,重大事故等対処設備の設置区画	いように,重大事故等対処設備の設置区画	いように,重大事故等対処設備の設置区画	確化。	
	の止水対策等を実施する。	の止水対策等を実施する。 ⑤-16	の止水対策等を実施する。◇ (⑤-16)		
	⑤-16【54条29】				
	地震による荷重を含む耐震設計につい		地震による荷重を含む耐震設計につい	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	ては,「2.1 地震による損傷の防止」に,		ては,「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震	現の違いによる差異あり。	
	火災防護については,「3.1 火災による損		設計」に, <u>火災防護については,</u> ⑤-17	・要求事項に対する設計の明	
	傷の防止」に基づく設計とし、それらの事		「1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護	確化。	
	象による波及的影響により重大事故等に		に関する基本方針」に示す。◊		
	対処するために必要な機能を損なわない				
	設計とする。				
	⑤-17【54条30】				
		(c-3-2) 重大事故等対処設備の設置場所	(2) 重大事故等対処設備の設置場所		
		重大事故等対処設備は,想定される重大	重大事故等対処設備は、想定される重大		
		事故等が発生した場合においても操作及	事故等が発生した場合においても操作及		
		び復旧作業に支障がないように,放射線量	び復旧作業に支障がないように,放射線量		
		の高くなるおそれの少ない設置場所の選	の高くなるおそれの少ない設置場所の選		
		定, 当該設備の設置場所への遮蔽の設置等	定, 当該設備の設置場所への遮蔽の設置等		
		により当該設備の設置場所で操作可能な	により当該設備の設置場所で操作可能な		

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	凡衣		-600发火面//
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	)用 <i>与</i>
		設計,放射線の影響を受けない異なる区画	設計,放射線の影響を受けない異なる区画		
		若しくは離れた場所から遠隔で操作可能	若しくは離れた場所から遠隔で操作可能		
		な設計又は中央制御室遮蔽区域内である	な設計,又は中央制御室遮蔽区域内である		
		中央制御室から操作可能な設計とする。	中央制御室から操作可能な設計とする。		
		⑤-18	♦ (⑤-18)		
	重大事故等対処設備は,系統外部から異			・技術基準規則の要求事項に	原子炉冷却系統施設(共通)
	物が流入する可能性のある系統に対して			対する基本設計方針を記載。	5.1.5 環境条件等
	は、ストレーナ等を設置することにより、			・要求事項に対する設計の明	(6) 冷却材の性状
	その機能を有効に発揮できる設計とする。			確化。	
	⑤【54条31】				
	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水			・技術基準規則の要求事項に	原子炉冷却系統施設(個別)
	設備のうち, サプレッションチェンバのプ			対する基本設計方針を記載。	5.1 非常用炉心冷却設備その他原子炉
	ール水を水源とするポンプ又は原子炉格			・要求事項に対する設計の明	注水設備の機能
	納容器安全設備のうち,サプレッションチ			確化。	原子炉格納施設
	ェンバのプール水を水源として原子炉格				3.2.1 格納容器スプレイ冷却系
	納容器除熱のために運転するポンプは,原				3.2.2 サプレッションチェンバプール
	子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷				水冷却系
	却材中の異物の影響について「非常用炉心				3.2.4 代替循環冷却系による原子炉格
	冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る				納容器内の減圧及び除熱
	ろ過装置の性能評価等について (内規)」				
	(平成 20・02・12 原院第5号 (平成 20年				
	2月27日原子力安全・保安院制定))によ				
	るろ過装置の性能評価により,重大事故等				
	時に想定される最も小さい有効吸込水頭				
	においても,正常に機能する能力を有する				
	設計とする。				
	⑤【54条32】				

市色: 禄式でに関する記載(竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 亜水車頃との対比率

		要求事項との対比表			:前回提出時からの変更箇所	
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考	
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加州石	
	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水			・技術基準規則の要求事項に	原子炉冷却系統施設 (個別)	
	設備のうち、復水貯蔵槽、ほう酸水注入系			対する基本設計方針を記載。	5.1 非常用炉心冷却設備その他原子炉	
	貯蔵タンク,淡水貯水池,防火水槽,海を			・要求事項に対する設計の明	注水設備の機能	
	水源とするポンプは、復水貯蔵槽、ほう酸			確化。		
	水注入系貯蔵タンク,淡水貯水池,防火水					
	槽,海の圧力及び温度により,想定される					
	最も小さい有効吸込水頭においても,正常					
	に機能する能力を有する設計とする。					
	⑤【54条33】					
	原子炉格納容器安全設備のうち,復水貯			・技術基準規則の要求事項に	原子炉格納施設	
	蔵槽, 淡水貯水池, 防火水槽, 海を水源と			対する基本設計方針を記載。	3.2.3 代替格納容器スプレイ冷却系に	
	して原子炉格納容器冷却のために運転す			・要求事項に対する設計の明	よる原子炉格納容器の冷却	
	るポンプは,復水貯蔵槽,淡水貯水池,防			確化。	(1) 代替格納容器スプレイ冷却系(常	
	火水槽,海の圧力及び温度により,想定さ				設)による原子炉格納容器の冷却	
	れる最も小さい有効吸込水頭においても,				(2) 代替格納容器スプレイ冷却系(可	
	正常に機能する能力を有する設計とする。				搬型)による原子炉格納容器の冷却	
	⑤【54条34】				3.2.5 格納容器下部注水系による原子	
					炉格納容器下部への注水	
					(1) 格納容器下部注水系(常設)によ	
					る原子炉格納容器下部への注水	
					(2) 格納容器下部注水系 (可搬型) に	
					よる原子炉格納容器下部への注水	

設置変更許可申請書

添付書類八

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)

設置変更許可,技術基準規則

及び基本設計方針との対比

・技術基準規則の要求事項に

・要求事項に対する設計の明

対する基本設計方針を記載。

確化。

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

同上

同上

## 明資料) 様式-

備考

原子炉冷却系統施設(共通)

(1) 操作性の確保

5.1.6 操作性及び試験・検査性

		要求事項との対り	北表
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	

二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。 ⑥

重大事故等対処設備は、手順書の整備、教育・訓練により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、設置変更許可申請書「十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。

⑥【54条35】

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。⑥-1【54条36】

重大事故等対処設備は、操作する全ての 設備に対し、十分な操作空間を確保すると ともに、確実な操作ができるよう、必要に 応じて操作足場を設置する。また、防護具、 可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使 用できる場所に配備する。

**⑥−2**【54条37】

現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬、設置が

重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。⑥-1操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。⑥-2

(c-4) 操作性及び試験・検査性

(c-4-1) 操作性の確保

(c-4-1-1) 操作の確実性

現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、運搬・設置

a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大 事故等が発生した場合においても操作を 確実なものとするため、重大事故等時の環 境条件を考慮し、操作が可能な設計とす る。◆(⑥-1)操作する全ての設備に対し、 十分な操作空間を確保するとともに、確実 な操作ができるよう、必要に応じて操作足 場を設置する。また、防護具、可搬型照明 等は重大事故等時に迅速に使用できる場

1.1.7.4 操作性及び試験・検査性

(1) 操作性の確保

所に配備する。 ◆ (⑥-2)

現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が

・差異なし・要求事項に対する設計の明確化。

・同趣旨の記載ではあるが、表 同上現の違いによる差異あり。・要求事項に対する設計の明

・要求事項に対する設計の明 確化。

差異なし。

・要求事項に対する設計の明確化。

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 様式-7

実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	Ali. I.
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	確実に行えるように,人力又は車両等によ	が確実に行えるように,人力又は車両等に	確実に行えるように,人力又は車両等によ		
	る運搬,移動ができるとともに,必要によ	よる運搬,移動ができるとともに,必要に	る運搬,移動ができるとともに,必要によ		
	り設置場所にてアウトリガの張り出し又	より設置場所にてアウトリガの張り出し	り設置場所にてアウトリガの張り出し又		
	は輪留めによる固定等が可能な設計とす	又は輪留めによる固定等が可能な設計と	は輪留めによる固定等が可能な設計とす		
	る。	<u>する。⑥-3</u>	る。		
	⑥-3【54条 38】				
	現場の操作スイッチは運転員等の操作	現場の操作スイッチは運転員等の操作	現場の操作スイッチは運転員等の操作	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	原子炉冷却系統施設 (共通)
	性を考慮した設計とする。また、電源操作	性を考慮した設計とする。また、電源操作	性を考慮した設計とする。また、電源操作	・要求事項に対する設計の明	5.1.6 操作性及び試験・検査性
	が必要な設備は、感電防止のため露出した	が必要な設備は,感電防止のため露出した	が必要な設備は,感電防止のため露出した	確化。	(1) 操作性の確保
	充電部への近接防止を考慮した設計とす	充電部への近接防止を考慮した設計とす	充電部への近接防止を考慮した設計とす		
	る。⑥-4【54条39】	<u>る。</u> ⑥-4 現場において人力で操作を行う	る。 ◆ (⑥-4) 現場において人力で操作を		
	現場において人力で操作を行う弁は,手	弁は、手動操作が可能な設計とする。現場	行う弁は、手動操作が可能な設計とする。	・差異なし。	同上
	動操作が可能な設計とする。現場での接続	での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フラ	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、	・要求事項に対する設計の明	
	操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続	ンジ接続又はより簡便な接続方式等,接続	フランジ接続又はより簡便な接続方式等,	確化。	
	又はより簡便な接続方式等,使用する設備	方式を統一することにより,確実に接続が	接続方式を統一することにより,確実に接		
	に応じて接続方式を統一することにより、	可能な設計とする。また, 重大事故等に対	続が可能な設計とする。また,重大事故等		
	確実に接続が可能な設計とする。また,重	処するために迅速な操作を必要とする機	に対処するために迅速な操作を必要とす		
	大事故等に対処するために迅速な操作を	器は,必要な時間内に操作できるように中	る機器は,必要な時間内に操作できるよう		
	必要とする機器は,必要な時間内に操作で	央制御室での操作が可能な設計とする。制	に中央制御室での操作が可能な設計とす		
	きるように中央制御室での操作が可能な	御盤の操作器は,運転員の操作性を考慮し	る。制御盤の操作器は運転員の操作性を考		
	設計とする。制御盤の操作器は運転員の操	<u>た設計とする。</u> 6-5	慮した設計とする。 ◆ (⑥-5)		
	作性を考慮した設計とする。				
	⑥-5【54条40】				
				VC PRO S	
	想定される重大事故等において操作す			,, , , ,	同上
	る重大事故等対処設備のうち動的機器に	る重大事故等対処設備のうち動的機器に	る重大事故等対処設備のうち動的機器に	・要求事項に対する設計の明	
		ついては、その作動状態の確認が可能な設		確化。	
	計とする。	<u>計とする。</u> ⑥-6	計とする。◇ (⑥-6)		
	⑥-6【54条41】				

## 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-7 【第54条 重大事故等対処設備】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

	~ + 1 <b>~</b> = - + + +	安水争頃との別。	· 		
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備 考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		(c-4-2) 試験・検査性	(2) 試験・検査性		
三 健全性及び能力を確認する	重大事故等対処設備は、健全性及び能力	重大事故等対処設備は、健全性及び能力	重大事故等対処設備は,健全性及び能力		
ため、発電用原子炉の運転中又	を確認するため,発電用原子炉の運転中又	を確認するため,発電用原子炉の運転中又	を確認するため、発電用原子炉の運転中又	現の違いによる差異あり。	5.1.6 操作性及び試験・検査性
は停止中に必要な箇所の保守点	は停止中に必要な箇所の保守点検,試験又	は停止中に必要な箇所の保守点検,試験又	は停止中に必要な箇所の保守点検,試験又	・要求事項に対する設計の明	(2) 試験・検査性
検(試験及び検査を含む。)がで	は検査を実施できるよう,機能・性能の確	は検査を実施できるよう,機能・性能の確	は検査を実施できるよう、機能・性能の確	確化。	
きること。 ⑦	認、漏えいの有無の確認、分解点検等がで	認,漏えいの有無の確認,分解点検等がで	認、漏えいの有無の確認、分解点検等がで		
	きる構造とし、そのために必要な配置、空	きる構造とする。また、接近性を考慮して	きる構造とする。また、接近性を考慮して		
【解釈】	間等を備えた設計とする。また、接近性を	必要な空間等を備え,構造上接近又は検査	必要な空間等を備え、構造上接近又は検査		
2 第1項第3号の規定の適用	考慮して必要な空間等を備え,構造上接近	が困難である箇所を極力少なくする。	が困難である箇所を極力少なくする。		
に当たっては、第15条第2項	又は検査が困難である箇所を極力少なく	<b>⑦</b> -1	♦ (७–1)		
の解釈に準ずるものとする。⑦	する。				
	⑦-1【54条42】				
	重大事故等対処設備は,使用前事業者検	試験及び検査は,使用前検査,施設定期	試験及び検査は,使用前検査,施設定期	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	査及び定期事業者検査の法定検査に加え,	検査, 定期安全管理検査及び溶接安全管理	検査, 定期安全管理検査及び溶接安全管理	現の違いによる差異あり。	
	保全プログラムに基づく点検が実施でき	検査の法定検査に加え,保全プログラムに	検査の法定検査に加え,保全プログラムに	・要求事項に対する設計の明	
	る設計とする。	基づく点検が実施可能な設計とする。	基づく点検が実施可能な設計とする。	確化。	
	⑦-2【54条43】	<b>⑦</b> -2	♦ (⑦-2)		
	重大事故等対処設備は,原則系統試験及			・技術基準規則の要求事項に	同上
	び漏えいの有無の確認が可能な設計とす			対する基本設計方針を記載。	
	る。系統試験については、テストラインな			・要求事項に対する設計の明	
	どの設備を設置又は必要に応じて準備す			確化。	
	ることで試験可能な設計とする。また,悪				
	影響防止の観点から他と区分する必要が				
	あるもの又は単体で機能・性能を確認する				
	ものは、他の系統と独立して機能・性能確				
	認が可能な設計とする。				
	⑦【54条44】				
				·	

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

(関連する資料ク・様式-1への展開表(補足説明資料)・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1): 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

		要求事項との対	比表	:前回提出時力	いらの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加
	発電用原子炉の運転中に待機状態にあ	発電用原子炉の運転中に待機状態にあ	発電用原子炉の運転中に待機状態にあ	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	原子炉冷却系統施設(共通)
	る重大事故等対処設備は,発電用原子炉の	る重大事故等対処設備は,発電用原子炉の	る重大事故等対処設備は,発電用原子炉の	・要求事項に対する設計の明	5.1.6 操作性及び試験・検査性
	運転に大きな影響を及ぼす場合を除き,運	運転に大きな影響を及ぼす場合を除き,運	運転に大きな影響を及ぼす場合を除き,運	確化。	(2) 試験・検査性
	転中に定期的な試験又は検査が実施可能	転中に定期的な試験又は検査が実施可能	転中に定期的な試験又は検査が実施可能		
	な設計とする。また、多様性又は多重性を	な設計とする。また、多様性又は多重性を	な設計とする。また、多様性又は多重性を		
	備えた系統及び機器にあっては,各々が独	備えた系統及び機器にあっては,各々が独	備えた系統及び機器にあっては,各々が独		
	立して試験又は検査ができる設計とする。	立して試験又は検査ができる設計とする。	立して試験又は検査ができる設計とする。		
	<del>7-3</del> 【54条45】	<del>7</del> -3	♦ (७–3)		
	代替電源設備は,電気系統の重要な部分	【 代替電源設備は,電気系統の重要な部分	代替電源設備は,電気系統の重要な部分	・差異なし。	同上
	として,適切な定期試験及び検査が可能な	1、首电/派放開は、电风示机の重要な部分 として、適切な定期試験及び検査が可能な			PA-T-
	設計とする。	設計とする。	設計とする。	確化。	
	で 54 条 46】	東京   こ y る。   ⑦-4	成計とする。	作出了Lo	
	(/-4 [54 采 40]	77-4	<i>√</i> ((/)-4)		
	構造・強度の確認又は内部構成部品の確	構造・強度の確認又は内部構成部品の確	構造・強度の確認又は内部構成部品の確	・差異なし。	同上
	認が必要な設備は,原則として分解・開放	認が必要な設備は,原則として分解・開放	認が必要な設備は,原則として分解・開放	・要求事項に対する設計の明	
	(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし,	(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし,	(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、	確化。	
	機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び	機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び	機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び		
	日常点検を考慮することにより,分解・開	日常点検を考慮することにより,分解・開	日常点検を考慮することにより,分解・開		
	放が不要なものについては外観の確認が	放が不要なものについては外観の確認が	放が不要なものについては外観の確認が		
	可能な設計とする。	<u>可能な設計とする。</u> ⑦-5	可能な設計とする。◆ (⑦-5)		
	⑦-5【54条47】				
		1		I	İ

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び下標) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可, 技術基準規則	/## - <del>1</del> *
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	5.1.6 操作性及び試験・検査性	(c-4) 操作性及び試験・検査性	1.1.7.4 操作性及び試験・検査性		
	(1) 操作性の確保	(c-4-1) 操作性の確保	(1) 操作性の確保		
		(c-4-1-2) 系統の切替性	b. 系統の切替性		
四 本来の用途以外の用途とし	重大事故等対処設備のうち,本来の用途	重大事故等対処設備のうち,本来の用途	重大事故等対処設備のうち,本来の用途	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	原子炉冷却系統施設(共通)
て重大事故等に対処するために	以外の用途として重大事故等に対処する	以外の用途として重大事故等に対処する	以外の用途として重大事故等に対処する	・要求事項に対する設計の明	5.1.6 操作性及び試験・検査性
使用する設備にあっては、通常	ために使用する設備は,通常時に使用する	ために使用する設備は,通常時に使用する	ために使用する設備は,通常時に使用する	確化。	(1) 操作性の確保
時に使用する系統から速やかに	系統から速やかに切替操作が可能なよう	系統から速やかに切替操作が可能なよう	系統から速やかに切替操作が可能なよう		
切り替えられる機能を備えるこ	に、系統に必要な弁等を設ける設計とす	に,系統に必要な弁等を設ける設計とす	に,系統に必要な弁等を設ける設計とす		
と。⑥	る。	<u>5.</u> 6-7	る。 � (⑥-7)		
	<b>⑥−7【54条48】</b>				
	5.1.3 悪影響防止等	(c-1) 多様性,位置的分散,悪影響防止	1.1.7.1 多様性,位置的分散,悪影響防止		
		等	等		
	(4) 悪影響防止	(c-1-2) 悪影響防止	(2) 悪影響防止		
五 工場等内の他の設備に対し	重大事故等対処設備は,発電用原子炉施	重大事故等対処設備は,発電用原子炉施	重大事故等対処設備は発電用原子炉施	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設 (共通)
て悪影響を及ぼさないこと。②	設(他号機を含む。)内の他の設備(設計	設(他号炉を含む。)内の他の設備(設計	設(他号炉を含む。)内の他の設備(設計	現の違いによる差異あり。	5.1.3 悪影響防止等
	基準対象施設及び当該重大事故等対処設	基準対象施設及び当該重大事故等対処設	基準対象施設及び当該重大事故等対処設	・要求事項に対する設計の明	(4) 悪影響防止
【解釈】	備以外の重大事故等対処設備)に対して悪	備以外の重大事故等対処設備)に対して悪	備以外の重大事故等対処設備)に対して悪	確化。	
3 第1項第5号に規定する「他	影響を及ぼさない設計とする。	影響を及ぼさない設計とする。2-1	影響を及ぼさない設計とする。◆ (2-1)		
の設備」とは、設計基準対象施設	②-1【54条49】				
だけでなく、当該重大事故等対					
処設備以外の重大事故等対処設	他の設備への悪影響としては,重大事故	他の設備への悪影響としては,重大事故	他の設備への悪影響としては,重大事故	・差異なし。	同上
備も含む。②	等対処設備使用時及び待機時の系統的な	等対処設備使用時及び待機時の系統的な	等対処設備使用時及び待機時の系統的な	・要求事項に対する設計の明	
	影響(電気的な影響を含む。)並びにター	影響(電気的な影響を含む。)並びにター	影響(電気的な影響を含む。)並びにター	確化。	
	ビンミサイル等の内部発生飛散物による	ビンミサイル等の内部発生飛散物による	ビンミサイル等の内部発生飛散物による		
	影響を考慮し,他の設備の機能に悪影響を	影響を考慮し,他の設備の機能に悪影響を	影響を考慮し,他の設備の機能に悪影響を		
	及ぼさない設計とする。	<u>及ぼさない設計とする。</u> 2-2	及ぼさない設計とする。◇ (②-2)		
	②-2【54条50】				
	系統的な影響に対しては,重大事故等対	系統的な影響に対しては,重大事故等対	系統的な影響に対しては,重大事故等対	・差異なし。	同上
	処設備は,弁等の操作によって設計基準対	処設備は,弁等の操作によって設計基準対	処設備は,弁等の操作によって設計基準対	・要求事項に対する設計の明	
			象施設として使用する系統構成から重大	確化。	
	事故等対処設備としての系統構成とする	事故等対処設備としての系統構成とする	事故等対処設備としての系統構成とする		

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争垻との対		. 則凹促山吋//-	3 - 22 - 22 - 23 - 23 - 23 - 23 - 23 -
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可, 技術基準規則	/# #.
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	こと, 重大事故等発生前 (通常時) の隔離	こと, 重大事故等発生前 (通常時) の隔離	こと, 重大事故等発生前(通常時)の隔離		
	若しくは分離された状態から弁等の操作	若しくは分離された状態から弁等の操作	若しくは分離された状態から弁等の操作		
	や接続により重大事故等対処設備として	や接続により重大事故等対処設備として	や接続により重大事故等対処設備として		
	の系統構成とすること,他の設備から独立	の系統構成とすること,他の設備から独立	の系統構成とすること,他の設備から独立		
	して単独で使用可能なこと,設計基準対象	して単独で使用可能なこと,設計基準対象	して単独で使用可能なこと, 設計基準対象		
	施設として使用する場合と同じ系統構成	施設として使用する場合と同じ系統構成	施設として使用する場合と同じ系統構成		
	で重大事故等対処設備として使用するこ	で重大事故等対処設備として使用するこ	で重大事故等対処設備として使用するこ		
	と等により、他の設備に悪影響を及ぼさな	と等により,他の設備に悪影響を及ぼさな	と等により,他の設備に悪影響を及ぼさな		
	い設計とする。	<u>い設計とする。②-3</u>	い設計とする。 (2-3)		
	②-3【54条51】				
	放水砲については、建屋への放水によ	また、放水砲については、建屋への放水	また, 放水砲については, 建屋への放水	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設 (共通)
	り,当該設備の使用を想定する重大事故時	により,当該設備の使用を想定する重大事	により,当該設備の使用を想定する重大事	現の違いによる差異あり。	5.1.3 悪影響防止等
	において必要となる屋外の他の設備に悪	故時において必要となる屋外の他の設備	故時において必要となる屋外の他の設備	・要求事項に対する設計の明	(4) 悪影響防止
	影響を及ぼさない設計とする。	に悪影響を及ぼさない設計とする。	に悪影響を及ぼさない設計とする。	確化。	
	②-4【54条52】	2-4	♦ (②-4)		
	内部発生飛散物による影響に対しては、	内部発生飛散物による影響に対しては,	内部発生飛散物による影響に対しては、	・差異なし。	同上
	内部発生エネルギの高い流体を内蔵する	内部発生エネルギの高い流体を内蔵する	内部発生エネルギの高い流体を内蔵する	・要求事項に対する設計の明	
	弁及び配管の破断,高速回転機器の破損,	弁及び配管の破断,高速回転機器の破損,	弁及び配管の破断,高速回転機器の破損,	確化。	
	ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、	ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、	ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、		
	重大事故等対処設備がタービンミサイル	重大事故等対処設備がタービンミサイル	重大事故等対処設備がタービンミサイル		
	等の発生源となることを防ぐことで,他の	等の発生源となることを防ぐことで,他の	等の発生源となることを防ぐことで,他の		
	設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		
	②-5【54条53】	2-5	♦ (②-5)		
		I .	1		<u> </u>

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び下標) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

#### 要求事項との対比表

		要求事項との対	比表	:前回提出時か	らの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
 六 想定される重大事故等が発	重大事故等対処設備は、想定される重大			<ul><li>・差異なし。</li></ul>	原子炉冷却系統施設(共通)
生した場合において重大事故等	事故等が発生した場合においても操作及			・要求事項に対する設計の明	5.1.5 環境条件等
対処設備の操作及び復旧作業を	び復旧作業に支障がないように,放射線量			確化。	(5) 設置場所における放射線
	   の高くなるおそれの少ない設置場所の選				
量が高くなるおそれが少ない設	定, 当該設備の設置場所への遮蔽の設置等				
置場所の選定、設置場所への遮	により当該設備の設置場所で操作可能な				
<b>を物の設置その他の適切な措置</b>	設計,放射線の影響を受けない異なる区画				
注講ずること。  ⑤	者しくは離れた場所から遠隔で操作可能				
	な設計,又は中央制御室遮蔽区域内である				
	中央制御室から操作可能な設計とする。				
	⑤-18【54条 54】				⑤-18 引用元: P10, 11
2 常設重大事故等対処設備は、	5.1.4 容量等	(c-2) 容量等	1.1.7.2 容量等		
	(1) 常設重大事故等対処設備	(c-2-1) 常設重大事故等対処設備	(1) 常設重大事故等対処設備		
りるところによらなければなら	常設重大事故等対処設備は,想定される	常設重大事故等対処設備は、想定される重	常設重大事故等対処設備は、想定される	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	原子炉冷却系統施設(共通)
₹٧ <i>١</i> °	重大事故等の収束において、想定する事象	大事故等の収束において、想定する事象及	重大事故等の収束において,想定する事象	・要求事項に対する設計の明	5.1.4 容量等
- 想定される重大事故等の収	及びその事象の進展等を考慮し,重大事故	びその事象の進展等を考慮し,重大事故等	及びその事象の進展等を考慮し,重大事故	確化。	(1) 常設重大事故等対処設備
<b>東に必要な容量を有すること。</b>	等時に必要な目的を果たすために,事故対	時に必要な目的を果たすために,事故対応	等時に必要な目的を果たすために,事故対		
	   応手段としての系統設計を行う。重大事故	手段としての系統設計を行う。重大事故等	   応手段としての系統設計を行う。重大事故		
		の収束は、これらの系統の組合せにより達			
	達成する。	成する。4-1	達成する。◇ (④-1)		
	<del>4-1</del> 【54条55】				
	「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容	「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容	「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容	<ul><li>・同趣旨の記載ではあるが、表</li></ul>	同上
			量,伝熱容量,弁吹出量,発電機容量,蓄		
		電池容量,計装設備の計測範囲及び作動信	電池容量,計装設備の計測範囲及び作動信		
	の設定値等とする。	号の設定値等とする。 <a>4-2</a>		確化。	
	<b>4-2【54条56】</b>	<u> </u>			

## 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-7 【第54条 重大事故等対処設備】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対			
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	// // // // // // // // // // // // //
	常設重大事故等対処設備のうち設計基	常設重大事故等対処設備のうち設計基	常設重大事故等対処設備のうち設計基	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	準対象施設の系統及び機器を使用するも	準対象施設の系統及び機器を使用するも	準対象施設の系統及び機器を使用するも	現の違いによる差異あり。	5.1.4 容量等
	のについては、設計基準対象施設の容量等	のについては、設計基準対象施設の容量等	のについては、設計基準対象施設の容量等	・要求事項に対する設計の明	(1) 常設重大事故等対処設備
	の仕様が,系統の目的に応じて必要となる	の仕様が,系統の目的に応じて必要となる	の仕様が,系統の目的に応じて必要となる	確化。	
	容量等に対して十分であることを確認し	容量等に対して十分であることを確認し	容量等に対して十分であることを確認し		
	た上で,設計基準対象施設の容量等の仕様	た上で,設計基準対象施設としての容量等	た上で,設計基準対象施設としての容量等		
	と同仕様の設計とする。	と同仕様の設計とする。④-3	と同仕様の設計とする。 ◆ (4-3)		
	④-3【54条 57】				
	   常設重大事故等対処設備のうち設計基	   常設重大事故等対処設備のうち設計基	常設重大事故等対処設備のうち設計基	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上
		準対象施設の系統及び機器を使用するも	準対象施設の系統及び機器を使用するも		INT.
		ので,重大事故等時に設計基準対象施設の	ので,重大事故等時に設計基準対象施設の		
	容量等を補う必要があるものについては,	容量等を補う必要があるものについては,	容量等を補う必要があるものについては,	7年7日。 	
		全里等を備り必要があるものにういでは、 その後の事故対応手段と合わせて、系統の			
	目的に応じて必要となる容量等を有する		目的に応じて必要となる容量等を有する		
	日的に応じて必要となる谷里寺を有する 設計とする。	目的に応じて必要となる容量等を有する			
	(4)−4【54条 58】	設計とする。4-4	設計とする。◆ (4-4)		
	常設重大事故等対処設備のうち重大事	常設重大事故等対処設備のうち重大事	常設重大事故等対処設備のうち重大事	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上
	故等への対処を本来の目的として設置す	故等への対処を本来の目的として設置す	故等への対処を本来の目的として設置す	・要求事項に対する設計の明	
	る系統及び機器を使用するものについて	る系統及び機器を使用するものについて	る系統及び機器を使用するものについて	確化。	
	は,系統の目的に応じて必要な容量等を有	は,系統の目的に応じて必要な容量等を有	は,系統の目的に応じて必要な容量等を有		
	する設計とする。	<u>する設計とする。4-5</u>	する設計とする。◇ (④-5)		
	④-5【54条59】				

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> 赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 要求事項との対比表

		要求事項との対			- 2474-771
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	/用 · 与
	5.1.3 悪影響防止等	(c-1) 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等	1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響	警防止	
			等		
	(2) 共用	(c-1-3) 共用の禁止	(3) 共用の禁止		
二 二以上の発電用原子炉施設	常設重大事故等対処設備の各機器につ	常設重大事故等対処設備の各機器につ	常設重大事故等対処設備の各機器	・ 差異なし。	原子炉冷却系統施設(共通)
において共用しないこと。ただ	いては,2以上の発電用原子炉施設におい	いては,2以上の発電用原子炉施設におい	いては,2以上の発電用原子炉施設に	こおい ・要求事項に対する設計の明	5.1.3 悪影響防止等
し、二以上の発電用原子炉施設	て共用しない設計とする。ただし、共用対	て共用しない設計とする。ただし、共用対	て共用しない設計とする。ただし、共	共用対 確化。	(2) 共用
と共用することによって当該二	象の施設ごとに要求される技術的要件(重	象の施設ごとに要求される技術的要件(重	象の施設ごとに要求される技術的要	件(重	
以上の発電用原子炉施設の安全	大事故等に対処するために必要な機能)を	大事故等に対処するために必要な機能)を	大事故等に対処するために必要な機	能)を	
性が向上する場合であって、同	満たしつつ,2以上の発電用原子炉施設と	満たしつつ,2以上の発電用原子炉施設と	満たしつつ,2以上の発電用原子炉店	施設と	
一の工場等内の他の発電用原子	共用することにより安全性が向上し,か	共用することにより安全性が向上し、か	共用することにより安全性が向上し	·, 为·	
炉施設に対して悪影響を及ぼさ	つ,同一の発電所内の他の発電用原子炉施	つ,同一の発電所内の他の発電用原子炉施	つ,同一の発電所内の他の発電用原	2炉施	
ない場合は、この限りでない。3	設に対して悪影響を及ぼさない場合は,共	設に対して悪影響を及ぼさない場合は,共	設に対して悪影響を及ぼさない場合	は,共	
	用できる設計とする。	<u>用できる設計とする。</u> 3-1	用できる設計とする。 ◆ (③-1)		
	③-1【54条60】				
	5.1.2 多様性,位置的分散等	(c-1) 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等	   1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響	警防止	
			等		
三 常設重大事故防止設備には、	(1) 多重性又は多様性及び独立性	(c-1-1)多様性,位置的分散	(1) 多様性,位置的分散		
共通要因(設置許可基準規則第	a. 常設重大事故等対処設備	(c-1-1-1) 常設重大事故等対処設備	a. 常設重大事故等対処設備		
二条第二項第十八号に規定する	常設重大事故防止設備は,設計基準事故	常設重大事故防止設備は,設計基準事故	常設重大事故防止設備は,設計基準	事故 ・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
共通要因をいう。以下同じ。) に	対処設備並びに使用済燃料貯蔵槽(使用済	対処設備等の安全機能と共通要因によっ	対処設備等の安全機能と共通要因に	こよっ現の違いによる差異あり。	5.1.2 多様性,位置的分散等
よって設計基準事故対処設備の	燃料貯蔵プール)の冷却設備及び注水設備	て同時にその機能が損なわれるおそれが	て同時にその機能が損なわれるおる	・要求事項に対する設計の明	(1) 多重性又は多様性及び独立性
安全機能と同時にその機能が損	(以下「設計基準事故対処設備等」とい	ないよう,可能な限り多様性,独立性,位	ないよう,可能な限り多様性,独立	生,位 確化。	a. 常設重大事故等対処設備
なわれるおそれがないよう、適	う。) の安全機能と共通要因によって同時	置的分散を考慮して適切な措置を講じる	置的分散を考慮して適切な措置を講	<b>青じる</b>	
切な措置を講ずること。①	にその機能が損なわれるおそれがないよ	設計とする。ただし、常設重大事故防止設	設計とする。ただし、常設重大事故[	5止設	
	う, 共通要因の特性を踏まえ, 可能な限り	備のうち、計装設備について、重要代替監	備のうち,計装設備について,重要作	<b>C</b> 替監	
【解釈】	多様性,独立性,位置的分散を考慮して適	視パラメータ(当該パラメータの他チャン	視パラメータ(当該パラメータの他ラ	チャン	
4 第2項第3号及び第3項第	切な措置を講じる設計とする。ただし、常	ネルの計器を除く。) による推定は, 重要	ネルの計器を除く。)による推定は,	重要	
7号に規定する「適切な措置を	設重大事故防止設備のうち,計装設備につ	監視パラメータと異なる物理量又は測定	監視パラメータと異なる物理量又に	t測定	
講ずること」とは、可能な限り多	いては,重大事故等に対処するために監視	<u>原理とする等</u> ,重要監視パラメータに対し	原理とする等,重要監視パラメータに	2対し	
様性を考慮することをいう。 ①	することが必要なパラメータの計測が困	て可能な限り多様性を有する方法により	て可能な限り多様性を有する方法に	こより	
	難となった場合に、当該パラメータを推定	<u>計測できる設計とする</u> 。重要代替監視パラ	   計測できる設計とする。重要代替監視	見パラ	
	<u> </u>	1	İ	1	1

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	<b>凡衣                                     </b>	:前回提出時か	りの友文画の
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可, 技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1/用 /与
	するために必要なパラメータと異なる物	メータは, 重要監視パラメータと可能な限	メータは重要監視パラメータと可能な限		
	理量又は測定原理とする等,重大事故等に	り位置的分散を図る設計とする。 ①-8	り位置的分散を図る設計とする。		
	対処するために監視することが必要なパ		♦ (①-8)		
	ラメータに対して可能な限り多様性を有				
	する方法により計測できる設計とすると				
	ともに,可能な限り位置的分散を図る設計				
	とする。				
	①-8【54条61】				
	環境条件に対しては,想定される重大事	環境条件に対しては,想定される重大事	環境条件に対しては、想定される重大事	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	故等が発生した場合における温度、放射	故等が発生した場合における温度,放射	故等が発生した場合における温度、放射	現の違いによる差異あり。	5.1.2 多様性,位置的分散等
	線,荷重及びその他の使用条件において,	線,荷重及びその他の使用条件において,	線,荷重及びその他の使用条件において,	・要求事項に対する設計の明	(1) 多重性又は多様性及び独立性
	常設重大事故防止設備がその機能を確実	常設重大事故防止設備がその機能を確実	常設重大事故防止設備がその機能を確実	確化。	a. 常設重大事故等対処設備
	に発揮できる設計とする。重大事故等時の	に発揮できる設計とする。重大事故等時の	に発揮できる設計とする。重大事故等時の		
	環境条件における健全性については	環境条件における健全性については, (c-	環境条件における健全性については		
	「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とす	3) <u>環境条件等に</u> 記載 <u>する。</u> ①-9	「1.1.7.3 環境条件等」に記載する。		
	る。風(台風),低温(凍結),降水,積雪		♦ (①-9)		
	及び電磁的障害に対して常設重大事故防				
	止設備は、環境条件にて考慮し機能が損な				
	われない設計とする。				
	①-9【54条62】				
	常設重大事故防止設備は,「1. 地盤等」	常設重大事故防止設備は,イ,(1)敷地の	常設重大事故防止設備は,「1.10 発電	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	に基づく地盤に設置するとともに、地震、	面積及び形状に基づく地盤に設置すると	用原子炉設置変更許可申請に係る安全設	現の違いによる差異あり。	
	津波,火災及び溢水に対して,「2.1 地震	ともに、地震、津波及び火災に対して、	計の方針」に基づく地盤に設置する。なお、	・要求事項に対する設計の明	
	による損傷の防止」、「2.2 津波による損	(1),(ii)重大事故等対処施設の耐震設計,	常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当	確化。	
	傷の防止」、「3.1 火災による損傷の防止」	(2),(ii)重大事故等対処施設に対する耐	該設備が属する耐震重要度分類が S クラ		
	及び「4.1 溢水等による損傷の防止」に	津波設計並びに(3),(i),b.,(b)火災によ	スのもの) 及び常設重大事故緩和設備(設		
	基づく設計とする。	る損傷の防止2 <u>に基づく設計とする。</u> 1-	計基準拡張) については,「添付書類六		
	①-10【54条63】	10	3.4.2.3.3 耐震重要施設及び常設重大事		
			故等対処施設下の地質構造」に示す耐震重		
			要施設並びに常設耐震重要重大事故防止		
			設備及び重大事故緩和設備を設置する重		
			大事故等対処施設下の地盤に設置する。		

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び下標) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	比表	: 前回提出時か	らの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1)朋 与
			常設重大事故防止設備は, 地震, 津波及		
			び火災に対して,「1.4.2 重大事故等対処		
			施設の耐震設計」,「1.5.2 重大事故等対		
			処施設の耐津波設計」及び「1.6.2 重大		
			事故等対処施設の火災防護に関する基本		
	地震,津波,溢水及び火災に対して常設	地震, 津波, 溢水及び火災に対して常設	方針」に基づく設計とする。◆ (①-10)	・差異なし。	原子炉冷却系統施設(共通)
	重大事故防止設備は,設計基準事故対処設	重大事故防止設備は,設計基準事故対処設	地震, 津波, 溢水及び火災に対して常設重	・要求事項に対する設計の明	5.1.2 多様性,位置的分散等
	備等と同時に機能を損なうおそれがない	備等と同時に機能を損なうおそれがない	大事故防止設備は,設計基準事故対処設備	確化。	(1) 多重性又は多様性及び独立性
	ように,可能な限り設計基準事故対処設備	ように,可能な限り設計基準事故対処設備	等と同時に機能を損なうおそれがないよ		a. 常設重大事故等対処設備
	等と位置的分散を図る。	等と位置的分散を図る。①-11	うに,可能な限り設計基準事故対処設備等		
	①-11【54条65】		と位置的分散を図る。◇ (①-11)		
	風(台風),竜巻,低温(凍結),降水,	風(台風),竜巻,低温(凍結),降水,	風(台風), 竜巻, 低温(凍結), 降水,	・差異なし。	同上
	積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学	積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学	積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学	・要求事項に対する設計の明	
	的事象,火災・爆発(森林火災,近隣工場	的事象,火災・爆発(森林火災,近隣工場	的事象,火災・爆発(森林火災,近隣工場	確化。	
	等の火災・爆発, 航空機落下火災等), 有	等の火災・爆発, 航空機落下火災等), 有	等の火災・爆発, 航空機落下火災等), 有		
	毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対し	毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対し	毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対し		
	て,常設重大事故防止設備は,外部からの	て,常設重大事故防止設備は,外部からの	て,常設重大事故防止設備は,外部からの		
	衝撃による損傷の防止が図られた建屋内	衝撃による損傷の防止が図られた建屋内	衝撃による損傷の防止が図られた建屋内		
	に設置するか,又は設計基準事故対処設備	に設置するか,又は設計基準事故対処設備	に設置するか,又は設計基準事故対処設備		
	等と同時に機能が損なわれないように,設	等と同時に機能が損なわれないように,設	等と同時に機能が損なわれないように,設		
	計基準事故対処設備等と位置的分散を図	計基準事故対処設備等と位置的分散を図	計基準事故対処設備等と位置的分散を図		
	り、屋外に設置する。	<u>り,屋外に設置する。①-12 落雷に対して</u>	り,屋外に設置する。◆ (①-12) 落雷に		
	①-12【54条66】	常設代替交流電源設備は、避雷設備等によ	対して常設代替交流電源設備は,避雷設備		
		り防護する設計とする。①-13 生物学的事	等により防護する設計とする。 ◆ (①-13)		
	落雷に対して常設代替交流電源設備は,	象のうちネズミ等の小動物に対して屋外	生物学的事象のうちネズミ等の小動物に	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上
	避雷設備等により防護する設計とする。	の常設重大事故防止設備は,侵入防止対策	対して屋外の常設重大事故防止設備は,侵	・要求事項に対する設計の明	
	①-13【54条67】	により重大事故等に対処するために必要	入防止対策により重大事故等に対処する	確化。	
		な機能が損なわれるおそれのない設計と	ために必要な機能が損なわれるおそれの		
	生物学的事象のうちネズミ等の小動物	<u>する。</u> ①-14	ない設計とする。	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	に対して屋外の常設重大事故防止設備は,		♦ (①-14)	現の違いによる差異あり	
	侵入防止対策により重大事故等に対処す			・要求事項に対する設計の明	
	るために必要な機能が損なわれるおそれ			確化。	
	のない設計とする。生物学的事象のうちク				
·	·		·	•	

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び下標) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 亜水車頃との対比率

		要求事項との対比表		:前回提出時力	らの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1)用 右
	ラゲ等の海生生物からの影響を受けるお				
	それのある常設重大事故防止設備は,侵入				
	防止対策により重大事故等に対処するた				
	めの必要な機能が損なわれるおそれのな				
	い設計とする。				
	①-14【54条68】				
	Non-relative and		Note that the state of the stat		
	常設重大事故緩和設備についても、共通		常設重大事故緩和設備についても、可能		
	要因の特性を踏まえ、可能な限り上記を考		な限り上記を考慮して多様性,位置的分散		5.1.2 多様性,位置的分散等
	慮して多様性,位置的分散を図る設計とす		<u>を図る設計とする。①-15</u>	・要求事項に対する設計の明	
	る。 			確化。	a. 常設重大事故等対処設備
	①-15【54条69】				
	サポート系の故障に対しては,系統又は	サポート系の故障に対しては,系統又は	サポート系の故障に対しては,系統又は	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	機器に供給される電力、空気、油及び冷却	機器に供給される電力,空気,油,冷却水	機器に供給される電力、空気、油、冷却水	現の違いによる差異あり	
	水を考慮し,常設重大事故防止設備は設計	を考慮し,常設重大事故防止設備は設計基	を考慮し,常設重大事故防止設備は設計基	・要求事項に対する設計の明	
	基準事故対処設備等と異なる駆動源,冷却	準事故対処設備等と異なる駆動源,冷却源	準事故対処設備等と異なる駆動源,冷却源	確化。	
	源を用いる設計,又は駆動源,冷却源が同	を用いる設計,又は駆動源,冷却源が同じ	を用いる設計,又は駆動源,冷却源が同じ		
	じ場合は別の手段が可能な設計とする。ま	場合は別の手段が可能な設計とする。ま	場合は別の手段が可能な設計とする。ま		
	た,常設重大事故防止設備は設計基準事故	た,常設重大事故防止設備は,設計基準事	た,常設重大事故防止設備は設計基準事故		
	対処設備等と可能な限り異なる水源をも	故対処設備等と可能な限り異なる水源を	対処設備等と可能な限り異なる水源をも		
	つ設計とする。	<u>もつ設計とする。①-16</u>	つ設計とする。◇ (①-16)		
	①-16【54条70】				
	5.1.4 容量等	(c-2) 容量等	1.1.7.2 容量等		
3 可搬型重大事故等対処設備		(c-2-2) 可搬型重大事故等対処設備	(2) 可搬型重大事故等対処設備		
こ関しては、第一項の規定によ				・ 差異なし。	原子炉冷却系統施設(共通)
		る重大事故等の収束において、想定する事			
らなければならない。		象及びその事象の進展を考慮し,事故対応			(2) 可搬型重大事故等対処設備
フ·み1/4V1み·みり/みV ·o		手段としての系統設計を行う。重大事故等		# <b>⊭</b> [ □ <sub>0</sub>	(4) 可以土里八尹以守刈だ以伽
- 相宗される重大重歩笙の四	の収束は、これらの系統の組合せにより達		の収束は、これらの系統の組合せにより達		
を		<u>成する。</u> 4-6	成する。		
Rに必要な谷重に加え、十分に 余裕のある容量を有すること。			MA 7 'So V ( U)		
₹俗のめる谷重を有すること。 ∰	(4) [34 木 /1]				

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び下標) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1)用 右
	「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容	「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容	「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	原子炉冷却系統施設(共通)
【解釈】	量,伝熱容量,発電機容量,蓄電池容量,	量,伝熱容量,発電機容量,蓄電池容量,	量,伝熱容量,発電機容量,蓄電池容量,	・要求事項に対する設計の明	5.1.4 容量等
5 第3項第1号について、可搬	ボンベ容量、計測器の計測範囲等とする。	ボンベ容量、計測器の計測範囲等とする。	ボンベ容量、計測器の計測範囲等とする。	確化。	(2) 可搬型重大事故等対処設備
型重大事故等対処設備の容量	<b>4-7</b> 【54条 72】	4-7	♦ (④-7)		
は、次によること。④					
(a) 可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備は,系統の目	可搬型重大事故等対処設備は,系統の目	可搬型重大事故等対処設備は,系統の目	・差異なし。	同上
のうち、可搬型代替電源設備及	的に応じて必要な容量等を有する設計と	的に応じて必要な容量等を有する設計と	的に応じて必要な容量等を有する設計と	・要求事項に対する設計の明	
び可搬型注水設備(原子炉建屋	するとともに、設備の機能、信頼度等を考	するとともに、設備の機能、信頼度等を考	するとともに、設備の機能、信頼度等を考	確化。	
の外から水又は電力を供給する	慮し,予備を含めた保有数を確保すること	慮し,予備を含めた保有数を確保すること	慮し,予備を含めた保有数を確保すること		
ものに限る。)にあっては、必要	により, 必要な容量等に加え, 十分に余裕	により, 必要な容量等に加え, 十分に余裕	により, 必要な容量等に加え, 十分に余裕		
な容量を賄うことができる可搬	のある容量等を有する設計とする。	のある容量等を有する設計とする。4-8	のある容量等を有する設計とする。		
型重大事故等対処設備を1基あ	④-8【54条73】		♦ (4-8)		
たり2セット以上を持つこと。					
これに加え、故障時のバックア	可搬型重大事故等対処設備のうち複数	可搬型重大事故等対処設備のうち複数	可搬型重大事故等対処設備のうち複数	・差異なし。	同上
ップ及び保守点検による待機	の機能を兼用することで、設置の効率化、	の機能を兼用することで,設置の効率化,	の機能を兼用することで、設置の効率化、	・要求事項に対する設計の明	
除外時のバックアップを工場等	被ばくの低減が図れるものは,同時に要求	被ばくの低減が図れるものは,同時に要求	被ばくの低減が図れるものは,同時に要求	確化。	
全体で確保する。	される可能性がある複数の機能に必要な	される可能性がある複数の機能に必要な	される可能性がある複数の機能に必要な		
(b) 可搬型重大事故等対処設備	容量等を合わせた容量等とし,兼用できる	容量等を合わせた容量等とし,兼用できる	容量等を合わせた容量等とし,兼用できる		
のうち、可搬型直流電源設備等	設計とする。	<u>設計とする。</u> 4-9	設計とする。◆ (④-9)		
であって負荷に直接接続するも	④-9【54条74】				
のにあっては、1負荷当たり1					
セットに、工場等全体で故障時	可搬型重大事故等対処設備のうち,原子	可搬型重大事故等対処設備のうち,原子	可搬型重大事故等対処設備のうち,原子	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上
のバックアップ及び保守点検に	炉建屋の外から水又は電力を供給する注	炉建屋の外から水又は電力を供給する注	炉建屋の外から水又は電力を供給する注	・要求事項に対する設計の明	
よる待機除外時のバックアップ	水設備及び電源設備は,必要となる容量等	水設備及び電源設備は,必要となる容量等	水設備及び電源設備は,必要となる容量等	確化。	
を加えた容量を持つこと。	を有する設備を 1 基当たり 2 セットに加	を有する設備を 1 基当たり 2 セットに加	を有する設備を 1 基当たり 2 セットに加		
(c)「必要な容量」とは、当該原	え, 故障時のバックアップ及び保守点検に	え, 故障時のバックアップ及び保守点検に	え, 故障時のバックアップ及び保守点検に		
子炉において想定する重大事故	よる待機除外時のバックアップとして,発	よる待機除外時のバックアップとして発	よる待機除外時のバックアップとして,発		
等において、炉心損傷防止及び	電所全体で予備を確保する。	電所全体で予備を確保する。4-10	電所全体で予備を確保する。◆ (④-10)		
格納容器破損防止等のために有	④-10【54条75】	また, 可搬型重大事故等対処設備のう	また、可搬型重大事故等対処設備のう		
効に必要な機能を果たすことが		ち,負荷に直接接続する可搬型蓄電池,可	ち, 負荷に直接接続する可搬型蓄電池, 可		
できる容量をいう。	また、可搬型重大事故等対処設備のう	搬型ボンベ等は,必要となる容量等を有す	搬型ボンベ等は,必要となる容量等を有す	・差異なし。	同上
	ち,負荷に直接接続する可搬型蓄電池,可	る設備を1基当たり1セットに加え,故障	る設備を1基当たり1セットに加え,故障	・要求事項に対する設計の明	
	搬型ボンベ等は,必要となる容量等を有す	時のバックアップ及び保守点検による待	時のバックアップ及び保守点検による待	確化。	
	る設備を1基当たり1セットに加え,故	機除外時のバックアップとして,発電所全	機除外時のバックアップとして,発電所全		

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び下標) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

## 亜水車頃との対比率

		要求事項との対	比表	: 前回提出時か	らの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1用 <i>与</i>
	障時のバックアップ及び保守点検による	体で予備を確保する。4-11	体で予備を確保する。◆ (④-11)		
	待機除外時のバックアップとして,発電所				
	全体で予備を確保する。				
	④-11【54条76】				
	上記以外の可搬型重大事故等対処設備		上記以外の可搬型重大事故等対処設備	・差異なし。	原子炉冷却系統施設 (共通)
	は、必要となる容量等を有する設備を1基		は、必要となる容量等を有する設備を1基	・要求事項に対する設計の明	5.1.4 容量等
	当たり1セットに加え,設備の信頼度等を		当たり1セットに加え,設備の信頼度等を	確化。	(2) 可搬型重大事故等対処設備
	考慮し、予備を確保する。		<u>考慮し、予備を確保する。</u> 4-12		
	④-12【54条77】				
	5.1.6 操作性及び試験・検査性	(c-4) 操作性及び試験・検査性	1.1.7.4 操作性及び試験・検査性		
	(1) 操作性の確保	(c-4-1) 操作性の確保	(1) 操作性の確保		
		(c-4-1-3) 可搬型重大事故等対処設備の	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設		
		常設設備との接続性	備との接続性		
二 常設設備(発電用原子炉施設	可搬型重大事故等対処設備を常設設備	可搬型重大事故等対処設備を常設設備	可搬型重大事故等対処設備を常設設備	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
と接続されている設備又は短時	と接続するものについては、容易かつ確実	と接続するものについては、容易かつ確実	と接続するものについては、容易かつ確実	現の違いによる差異あり。	5.1.6 操作性及び試験・検査性
間に発電用原子炉施設と接続す	に接続できるように、ケーブルはボルト・	に接続できるように、ケーブルはボルト・	に接続できるように、ケーブルはボルト・	・要求事項に対する設計の明	(1) 操作性の確保
ることができる常設の設備をい	ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用	ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用	ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用	確化。	
う。以下同じ。) と接続するもの	い,配管は配管径や内部流体の圧力によっ	い,配管は配管径や内部流体の圧力によっ	い,配管は配管径や内部流体の圧力によっ		
にあっては、当該常設設備と容	て,大口径配管又は高圧環境においてはフ	て,大口径配管又は高圧環境においてはフ	て、大口径配管又は高圧環境においてはフ		
易かつ確実に接続することがで	ランジを用い,小口径配管かつ低圧環境に	ランジを用い、小口径配管、かつ、低圧環	ランジを用い,小口径配管かつ低圧環境に		
き、かつ、二以上の系統又は発電	おいてはより簡便な接続方式等を用いる	境においてはより簡便な接続方式等を用	おいてはより簡便な接続方式等を用いる		
用原子炉施設が相互に使用する	設計とする。 高圧窒素ガスボンベ, タンク	いる設計とする。高圧窒素ガスボンベ,タ	設計とする。 高圧窒素ガスボンベ, タンク		
ことができるよう、接続部の規	ローリ等については、各々専用の接続方式	ンクローリ等については、各々専用の接続	ローリ等については、各々専用の接続方式		
格の統一その他の適切な措置を	を用いる。また、発電用原子炉施設間で相	方式を用いる。また,発電用原子炉施設間	を用いる。また、発電用原子炉施設間で相		
講ずること。 <u>⑥</u>	互に使用することができるように、6号機	で相互に使用することができるように,6	互に使用することができるように,6号及		
	及び7号機とも同一形状とするとともに,	<u>号及び 7 号炉とも同一形状とするととも</u>	び7号炉とも同一形状とするとともに,同		
	同一ポンプを接続する配管は口径を統一	に,同一ポンプを接続する配管は口径を統	ーポンプを接続する配管は口径を統一す		
	する等,複数の系統での接続方式の統一も	一する等,複数の系統での接続方式の統一	る等,複数の系統での接続方式の統一も考		
	考慮する。⑥-8【54条78】	<u>も考慮する。</u> ⑥-8	慮する。 ◇ (⑥-8)		

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

( 関連する資料 > ・様式-1 への展開表 (補足説明資料)・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1): 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

		要求事項との対	比表	:前回提出時か	らの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	// // // // // // // // // // // // //
	5.1.2 多様性,位置的分散等	   (c-1) 多様性 位置的分散 悪影響防止等	1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止		
	(1) 多重性又は多様性及び独立性	(c-1-1) 多様性, 位置的分散	等		
	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重	(c-1-1-3) 可搬型重大事故等対処設備と	(1) 多様性, 位置的分散		
	大事故等対処設備の接続口	常設重大事故等対処設備の接続口	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重		
三 常設設備と接続するものに	原子炉建屋の外から水又は電力を供給	原子炉建屋の外から水又は電力を供給	  大事故等対処設備の接続口	・差異なし。	原子炉冷却系統施設(共通)
あっては、共通要因によって接	する可搬型重大事故等対処設備と常設設	する可搬型重大事故等対処設備と常設設	原子炉建屋の外から水又は電力を供給	・要求事項に対する設計の明	5.1.2 多様性,位置的分散等
続することができなくなること	備との接続口は,共通要因によって接続す	備との接続口は,共通要因によって接続す	する可搬型重大事故等対処設備と常設設	確化。	(1) 多重性又は多様性及び独立性
を防止するため、可搬型重大事	ることができなくなることを防止するた	ることができなくなることを防止するた	備との接続口は,共通要因によって接続す		c. 可搬型重大事故等対処設備と常設
故等対処設備(原子炉建屋の外	め、それぞれ互いに異なる複数の場所に設	め、それぞれ互いに異なる複数の場所に設	ることができなくなることを防止するた		重大事故等対処設備の接続口
から水又は電力を供給するもの	置する設計とする。	<u>置する設計とする。</u> ①-17	め、それぞれ互いに異なる複数の場所に設		
に限る。)の接続口をそれぞれ互	①-17【54条79】		置する設計とする。 ◇ (①-17)		
いに異なる複数の場所に設ける					
こと。①					
	環境条件に対しては、想定される重大事	環境条件に対しては、想定される重大事	環境条件に対しては、想定される重大事	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
【解釈】	故等が発生した場合における温度,放射	故等が発生した場合における温度,放射	故等が発生した場合における温度,放射	現の違いによる差異あり。	
6 第3項第3号について、複数	線,荷重及びその他の使用条件において,	線,荷重及びその他の使用条件において,	線,荷重及びその他の使用条件において,	・要求事項に対する設計の明	
の機能で一つの接続口を使用す	その機能を確実に発揮できる設計とする	その機能を確実に発揮できる設計とする	その機能を確実に発揮できる設計とする	確化。	
る場合は、それぞれの機能に必	とともに、接続口は、建屋の異なる面の隣	とともに, 建屋の異なる面の隣接しない位	とともに、建屋の異なる面の隣接しない位		
要な容量(同時に使用する可能	接しない位置に複数箇所設置する。重大事	置又は屋内及び建屋面の適切に離隔した	置又は屋内及び建屋面の適切に離隔した		
		位置に複数箇所設置する。重大事故等時の			
		環境条件における健全性については, (c-			
続口を設けること。 ①		3)環境条件等に記載する。風(台風),低			
		温(凍結),降水,積雪及び電磁的障害に			
		対しては、環境条件にて考慮し、機能が損			
	る。	<u>なわれない設計とする。</u> ①-18	し、機能が損なわれない設計とする。		
	①-18【54条80】		♦ (①-18)		

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	凡衣	:前回提出時力	-600发火面/7
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	/# #.
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	地震に対して接続口は、「1. 地盤等」	地震に対して接続口は、イ,(1)敷地の	地震に対して接続口は,「1.10 発電用	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設 (共通)
	に基づく地盤上の建屋面に複数箇所設置	面積及び形状 ②に基づく地盤上の 建屋内	原子炉設置変更許可申請に係る安全設計	現の違いによる差異あり。	5.1.2 多様性,位置的分散等
	する。	又は建屋面に複数箇所設置する。 1-19	の方針」に基づく地盤上の建屋内又は建屋	・要求事項に対する設計の明	(1) 多重性又は多様性及び独立性
	①-19【54条81】		面に複数箇所設置する。◆ (①-19)	確化。	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設
					重大事故等対処設備の接続口
	地震,津波及び火災に対しては,「2.1	地震,津波及び火災に対しては,	地震,津波及び火災に対しては,「1.4.2	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	地震による損傷の防止」、「2.2 津波によ	(1),(ii)重大事故等対処施設の耐震設計,	重大事故等対処施設の耐震設計」,「1.5.2	現の違いによる差異あり。	
	る損傷の防止」及び「3.1 火災による損	(2),(ii)重大事故等対処施設に対する耐	重大事故等対処施設の耐津波設計」及び	・要求事項に対する設計の明	
	傷の防止」に基づく設計とする。	津波設計 <u>及び(3),(i),b.,(b)</u> 火災による	「1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護	確化。	
	①-20【54条82】	損傷の防止 ② に基づく設計とする。 ①-20	に関する基本方針」に基づく設計とする。		
		溢水に対しては, 想定される溢水水位に	溢水に対しては、想定される溢水水位に		
	溢水に対しては,想定される溢水水位に	対して機能を喪失しない位置に設置する。	対して機能を喪失しない位置に設置する。	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上
	対して機能を喪失しない位置に設置する。	①-21	♦ (①-20, ①-21)	・要求事項に対する設計の明	
	①-21【54条83】			確化。	
	地震、津波、溢水及び火災に対しては、			・技術基準規則の要求事項に	同上
	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位			対する基本設計方針を記載。	
	置に複数箇所設置する。			・要求事項に対する設計の明	
	①【54条84】			確化。	
	風(台風), 竜巻, 落雷, 地滑り, 火山	風(台風), 竜巻,落雷,地滑り,火山	風(台風), 竜巻, 落雷, 地滑り, 火山	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	の影響, 生物学的事象, 火災・爆発(森林	の影響, 生物学的事象, 火災・爆発(森林	の影響,生物学的事象,火災・爆発(森林	現の違いによる差異あり。	
	火災, 近隣工場等の火災・爆発, 航空機落	火災, 近隣工場等の火災・爆発, 航空機落	火災, 近隣工場等の火災・爆発, 航空機落	・要求事項に対する設計の明	
	下火災等), 有毒ガス, 船舶の衝突及び故	下火災等), 有毒ガス, 船舶の衝突及び故	下火災等), 有毒ガス, 船舶の衝突及び故	確化。	
	意による大型航空機の衝突その他テロリ	意による大型航空機の衝突その他テロリ	意による大型航空機の衝突その他テロリ		
	ズムに対して、接続口は、建屋の異なる面	ズムに対して,建屋の異なる面の隣接しな	ズムに対して,建屋の異なる面の隣接しな		
	の隣接しない位置に複数箇所設置する。	<u>い位置</u> 又は屋内及び建屋面の適切に離隔	い位置又は屋内及び建屋面の適切に離隔		
	①-22【54条85】	した位置 <u>に複数箇所設置する。</u> ①-22	した位置に複数箇所設置する。◇ (①-22)		
	生物学的事象のうちネズミ等の小動物	生物学的事象のうちネズミ等の小動物	生物学的事象のうちネズミ等の小動物	・差異なし。	同上

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

(関連する資料ク・様式-1への展開表(補足説明資料)・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1): 前回提出時からの変更箇所

## 様式-7

		要求事項との対	;比表 [		:前回提出時分	15の変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書		設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文		添付書類八	及び基本設計方針との対比	//用 <i>行</i> 
	に対して屋外に設置する場合は,開口部の	に対して,屋外に設置する場合は,開口部	に対して,	屋外に設置する場合は, 開口部	・要求事項に対する設計の明	
	閉止により重大事故等に対処するために	の閉止により重大事故等に対処するため	の閉止に。	より重大事故等に対処するため	確化。	
	必要な機能が損なわれるおそれのない設	に必要な機能が損なわれるおそれのない	に必要な権	幾能が損なわれるおそれのない		
	計とする。	<u>設計とする。①-23</u>	設計とする	5。 ♦ (①-23)		
	①-23【54条86】					
	また,一つの接続口で複数の機能を兼用	また,一つの接続口で複数の機能を兼用	また,一	つの接続口で複数の機能を兼用	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	して使用する場合には、それぞれの機能に	して使用する場合には、それぞれの機能に	して使用す	する場合には、それぞれの機能に	現の違いによる差異あり。	5.1.2 多様性,位置的分散等
	必要な容量が確保できる接続口を設ける	必要な容量が確保できる接続口を設ける	必要な容量	量が確保できる接続口を設ける	・要求事項に対する設計の明	(1) 多重性又は多様性及び独立性
	設計とする。同時に使用する可能性がある	<u>設計とする。</u> ①-24	設計とする	5。 ♦ (①-24)	確化。	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設
	場合は、合計の容量を確保し、状況に応じ					重大事故等対処設備の接続口
	て、それぞれの系統に必要な容量を同時に					
	供給できる設計とする。					
	①-24【54条87】					
	5.1.5 環境条件等	(c-3) 環境条件等	1.1.7.3 璟	景境条件等		
	(5) 設置場所における放射線	(c-3-3) 可搬型重大事故等対処設備の設	(3) 可搬到	型重大事故等対処設備の設置場		
		置場所	所			
四 想定される重大事故等が発	可搬型重大事故等対処設備は,想定され	可搬型重大事故等対処設備は,想定され	可搬型重	重大事故等対処設備は,想定され	・差異なし。	原子炉冷却系統施設(共通)
生した場合において可搬型重大	る重大事故等が発生した場合においても	<u>る重大事故等が発生した場合においても</u>	る重大事情	故等が発生した場合においても	・要求事項に対する設計の明	5.1.5 環境条件等
事故等対処設備を設置場所に据	設置及び常設設備との接続に支障がない	設置及び常設設備との接続に支障がない	設置及び常	常設設備との接続に支障がない	確化。	(5) 設置場所における放射線
え付け、及び常設設備と接続す	ように、放射線量の高くなるおそれの少な	ように、放射線量の高くなるおそれの少な	ように,放	射線量の高くなるおそれの少な		
ることができるよう、放射線量	い設置場所の選定,当該設備の設置場所へ	い設置場所の選定,当該設備の設置場所へ	い設置場所	所の選定,当該設備の設置場所へ		
が高くなるおそれが少ない設置	の遮蔽の設置等により,当該設備の設置及	の遮蔽の設置等により,当該設備の設置及	の遮蔽の影	と置等により,当該設備の設置及		
場所の選定、設置場所への遮蔽	び常設設備との接続が可能な設計とする。	び常設設備との接続が可能な設計とする。	び常設設備	<b>帯との接続が可能な設計とする。</b>		
物の設置その他の適切な措置を	⑤-19【54条88】	⑤-19	♦ (७–19)	)		
講ずること。 5						

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

(関連する資料ク・様式-1への展開表(補足説明資料)・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1): 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項との対	比表	:前回提出時力	らの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可, 技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	5.1.2 多様性,位置的分散等	(c-1) 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等	1.1.7.1 多様性,位置的分散,悪影響防止		
	(1) 多重性又は多様性及び独立性	(c-1-1) 多様性,位置的分散	等		
	b. 可搬型重大事故等対処設備	(c-1-1-2) 可搬型重大事故等対処設備	(1) 多様性, 位置的分散		
丘 地震、津波その他の自然現象		可搬型重大事故防止設備は,設計基準事	b. 可搬型重大事故等対処設備		
又は故意による大型航空機の衝		故対処設備等又は常設重大事故防止設備	可搬型重大事故防止設備は,設計基準事		
ぞその他のテロリズムによる影		と共通要因によって同時にその機能が損	故対処設備等又は常設重大事故防止設備		
響、設計基準事故対処設備及び		なわれるおそれがないよう,可能な限り多	と共通要因によって同時にその機能が損		
(主大事故等対処設備の配置その)		様性,独立性,位置的分散を考慮して適切	なわれるおそれがないよう,可能な限り多		
1の条件を考慮した上で常設重		<u>な措置を講じる設計とする。</u> ①-33	様性,独立性,位置的分散を考慮して適切		
て事故等対処設備と異なる保管			な措置を講じる設計とする。 ◇ (①-33)		
昜所に保管すること。①					
	また,可搬型重大事故等対処設備は,地	また,可搬型重大事故等対処設備は,地	また,可搬型重大事故等対処設備は,地	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
【解釈】	震,津波,その他自然現象又は故意による	震,津波,その他の自然現象又は故意によ	震, 津波, その他の自然現象又は故意によ	現の違いによる差異あり。	5.1.2 多様性,位置的分散等
7 第3項第5号について、可搬	大型航空機の衝突その他のテロリズム,設	る大型航空機の衝突その他のテロリズム,	る大型航空機の衝突その他のテロリズム,	・要求事項に対する設計の明	(1) 多重性又は多様性及び独立性
型重大事故等対処設備の保管場	計基準事故対処設備等及び重大事故等対	設計基準事故対処設備等及び重大事故等	設計基準事故対処設備等及び重大事故等	確化。	b. 可搬型重大事故等対処設備
所は、故意による大型航空機の	処設備の配置その他の条件を考慮した上	対処設備の配置その他の条件を考慮した	対処設備の配置その他の条件を考慮した		
<i>衝突も考慮すること。例えば原</i>	で常設重大事故等対処設備と異なる保管	上で常設重大事故等対処設備と異なる保	上で常設重大事故等対処設備と異なる保		
マ炉建屋から 100m 以上離隔を	場所に保管する設計とする。	管場所に保管する設計とする。①-25	管場所に保管する設計とする。◆ (①-25)		
とり、原子炉建屋と同時に影響	①-25【54条89】				
を受けないこと。又は、故意によ		環境条件に対しては、想定される重大事	環境条件に対しては、想定される重大事		
る大型航空機の衝突に対して頑		故等が発生した場合における温度,放射	故等が発生した場合における温度,放射		
<b>建性を有すること。①</b>		線、荷重及びその他の使用条件において、	線、荷重及びその他の使用条件において、		
		可搬型重大事故等対処設備がその機能を	可搬型重大事故等対処設備がその機能を		
		確実に発揮できる設計とする。重大事故等	確実に発揮できる設計とする。重大事故等		
		時の環境条件における健全性については	時の環境条件における健全性については		
		(c-3) 環境条件等に記載する。①-34	「1.1.7.3 環境条件等」に記載する。		
			♦ (①-34)		
			T. Control of the con	1	İ

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 要求事項との対比表

		要求事項との対	<b>几衣                                     </b>	:前回提出時からの変更箇所		
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考	
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
	地震に対して,屋内の可搬型重大事故等	地震に対して,屋内の可搬型重大事故等	地震に対して,屋内の可搬型重大事故等	<ul><li>・同趣旨の記載ではあるが、表</li></ul>	原子炉冷却系統施設(共通)	
	対処設備は,「1. 地盤等」に基づく地盤	   <u>対処設備は、</u> イ, (1)敷地の面積及び形状	対処設備は,「1.10 発電用原子炉設置変	現の違いによる差異あり。	5.1.2 多様性,位置的分散等	
	に設置された建屋内に保管する。屋外の可	②に基づく地盤に設置する建屋内に保管	更許可申請に係る安全設計の方針」に基づ	・要求事項に対する設計の明	(1) 多重性又は多様性及び独立性	
	搬型重大事故等対処設備は,転倒しないこ	   <u>する。屋外の可搬型重大事故等対処設備</u>	く地盤上に設置する建屋内に保管する。屋	確化。	b. 可搬型重大事故等対処設備	
	とを確認する,又は必要により固縛等の処	は,転倒しないことを確認する,又は必要	外の可搬型重大事故等対処設備は,転倒し			
	置をするとともに、地震により生ずる敷地	により固縛等の処置をするとともに, 地震	ないことを確認する,又は必要により固縛			
	下斜面のすべり,液状化又は揺すり込みに	により生ずる敷地下斜面のすべり,液状化	等の処置をするとともに, 地震により生ず			
	よる不等沈下, 傾斜及び浮き上がり, 地盤	又は揺すり込みによる不等沈下, 傾斜及び	る敷地下斜面のすべり,液状化又は揺すり			
	支持力の不足,地中埋設構造物の損壊等の	浮き上がり, 地盤支持力の不足, 地中埋設	込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上が			
	影響により必要な機能を喪失しない位置	構造物の損壊等の影響により必要な機能	り, 地盤支持力の不足, 地中埋設構造物の			
	に保管する設計とする。	を喪失しない位置に保管する設計とする。	損壊等の影響により必要な機能を喪失し			
	①-26【54条90】	①-26	ない位置に保管する設計とする。			
			♦ (①-26)			
	地震及び津波に対して可搬型重大事故	地震及び津波に対して可搬型重大事故	地震及び津波に対して可搬型重大事故	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上	
	等対処設備は,「2.1 地震による損傷の防	等対処設備は,(1),(ii)重大事故等対処施	等対処設備は,「1.4.2 重大事故等対処施	現の違いによる差異あり。		
	止」及び「2.2 津波による損傷の防止」	設の耐震設計及び(2),(ii)重大事故等対	設の耐震設計」,「1.5.2 重大事故等対処	・要求事項に対する設計の明		
	にて考慮された設計とする。	処施設に対する耐津波設計②にて考慮さ	施設の耐津波設計」にて考慮された設計と	確化。		
	①-27【54条91】	<u>れた設計とする。①-27</u>	する。			
	火災に対して可搬型重大事故等対処設	火災に対して,可搬型重大事故等対処設	火災に対して,可搬型重大事故等対処設	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上	
	備は,「3.1 火災による損傷の防止」に基	<u>備は,(3),(i),b.,(b)</u> 火災による損傷の	備は「1.6.2 重大事故等対処施設の火災	現の違いによる差異あり。		
	づく火災防護を行う。	防止② <u>に基づく火災防護を行う。</u> ①-28	防護に関する基本方針」に基づく火災防護	・要求事項に対する設計の明		
	①-28【54条92】		を行う。 <b>◇ (①-28)</b>	確化。		
	溢水に対して可搬型重大事故等対処設			・技術基準規則の要求事項に	同上	
	備は、「4.1 溢水等による損傷の防止」に			対する基本設計方針を記載。		
	基づく設計とする。			・要求事項に対する設計の明		
	①【54条93】			確化。		

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び下標) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 要求事項との対比表

		要求事項との対	比表	:前回提出時からの変更箇所		
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考	
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	//用 <i><sup>1</sup></i> 与	
	地震,津波,溢水及び火災に対して可搬	地震, 津波, 溢水及び火災に対して可搬	地震,津波,溢水及び火災に対して可搬	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	原子炉冷却系統施設(共通)	
	型重大事故等対処設備は,設計基準事故対	型重大事故等対処設備は,設計基準事故対	型重大事故等対処設備は,設計基準事故対	・要求事項に対する設計の明	5.1.2 多様性,位置的分散等	
	処設備等及び常設重大事故等対処設備と	処設備等及び常設重大事故等対処設備と	処設備等及び常設重大事故等対処設備と	確化。	(1) 多重性又は多様性及び独立性	
	同時に機能を損なうおそれがないように、	同時に機能を損なうおそれがないように、	同時に機能を損なうおそれがないように、		b. 可搬型重大事故等対処設備	
	設計基準事故対処設備等の配置も含めて	設計基準事故対処設備等の配置も含めて	設計基準事故対処設備等の配置も含めて			
	常設重大事故等対処設備と位置的分散を	常設重大事故等対処設備と位置的分散を	常設重大事故等対処設備と位置的分散を			
	図り,複数箇所に分散して保管する設計と	図り複数箇所に分散して保管する設計と	図り複数箇所に分散して保管する設計と			
	する。	<u>する。①-29</u>	する。 ◇ (①-29)			
	①-29【54条94】					
	風(台風), 竜巻, 低温(凍結), 降水,	風(台風), 竜巻,低温(凍結),降水,	風(台風), 竜巻, 低温(凍結), 降水,	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上	
	積雪,落雷,地滑り,火山の影響,生物学	積雪,落雷,地滑り,火山の影響,生物学	積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学	・要求事項に対する設計の明		
	的事象, 火災・爆発(森林火災, 近隣工場	的事象,火災・爆発(森林火災,近隣工場	的事象,火災・爆発(森林火災,近隣工場	確化。		
	等の火災・爆発, 航空機落下火災等), 有	等の火災・爆発, 航空機落下火災等), 有	等の火災・爆発, 航空機落下火災等), 有			
	毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対し	毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対し	毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対し			
	て,可搬型重大事故等対処設備は,外部か	て,可搬型重大事故等対処設備は,外部か	て,可搬型重大事故等対処設備は,外部か			
	らの衝撃による損傷の防止が図られた建	らの衝撃による損傷の防止が図られた建	らの衝撃による損傷の防止が図られた建			
	屋内に保管するか、又は設計基準事故対処	屋内に保管するか,又は設計基準事故対処	屋内に保管するか、又は設計基準事故対処			
	設備等及び常設重大事故等対処設備と同	設備等及び常設重大事故等対処設備と同	設備等及び常設重大事故等対処設備と同			
	時に必要な機能を損なうおそれがないよ	時に必要な機能を損なうおそれがないよ	時に必要な機能を損なうおそれがないよ			
	うに,設計基準事故対処設備等の配置も含	うに,設計基準事故対処設備等の配置も含	うに,設計基準事故対処設備等の配置も含			
	めて常設重大事故等対処設備と位置的分	めて常設重大事故等対処設備と位置的分	めて常設重大事故等対処設備と位置的分			
	散を図り,防火帯の内側の複数箇所に分散	散を図り,防火帯の内側の複数箇所に分散	散を図り,防火帯の内側の複数箇所に分散			
	して保管する設計とする。クラゲ等の海生	して保管する設計とする。クラゲ等の海生	して保管する設計とする。クラゲ等の海生			
	生物から影響を受けるおそれのある屋外	生物から影響を受けるおそれのある屋外	生物の影響により可搬型重大事故等対処			
	の可搬型重大事故等対処設備は,予備を有	の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有	設備の取水ラインが閉塞する場合には,予			
	する設計とする。	<u>する設計とする。</u> ①-30	備の可搬型重大事故等対処設備によって			
	①-30【54条95】		取水を継続し,閉塞箇所の清掃を行うこと			
	1	l .	1	I	1	

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

東用発電用原子炉及びその附属
施設の技術基準に関する規則 基本設計方針(後) 本文 添付書類八 及び基本設計方針との対比 で対応できるよう。クラグ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。◆ (①-30)
・
型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。◆ (①-30)  飛来物 (航空機落下) 及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管  型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。◆ (①-30)  飛来物 (航空機落下) 及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備を位置的分散を図り複数箇所に分散して保管  型重大事故等対処設備は、予備を有する設計を対し、で、一同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 を要求事項に対する設計の明確化。  「一切を持ている。◆ (①-30)  ・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異の意味を表現の違いによる差異の意味を表現の違いによる差異あり。 を要求事項に対する設計の明確化。  「一切を対しては、一切を対しては、一切を対し、で、一定を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
飛来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 一種的分散を図り複数箇所に分散して保管 一様来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 一計とする。◆ (①-30) 飛来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 一部で限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 一部で限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管 一部で限り設計基準事故対処設備等の配置を表して保管 一部を図り複数箇所に分散して保管 一部を図り複数箇所に分散して保管 一部ではあるが、表明違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 一部型電いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 「他他の分散を図り複数箇所に分散して保管」」を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を
飛来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対型航空機の衝突その他テロリズムに対しして、屋内の可搬型重大事故等対処設備等のには、可能な限り設計基準事故対処設備等の配配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管であるが、表型航空機の衝突その他テロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備を位置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管であるが、表型航空機の衝突その他テロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管であるが、表現の違いによる差異あり。・要求事項に対する設計の明確化。  「一種」の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。・要求事項に対する設計の明確化。  「一種」の違いによる差異あり。・要求事項に対する設計の明確化。  「可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置を対する設計ではあるが、表現の違いによる差異あり。・要求事項に対する設計の明確化。
型航空機の衝突その他のテロリズムに対しして、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「大屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管では置いる数量がある。
型航空機の衝突その他のテロリズムに対しして、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「大屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「ではな限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管を関するというでは、可能な限り複数箇所に分散して保管を関すると、で、屋内の可搬型重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管を関すると、で、屋内の可搬型重大事故等対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管を関すると、と、要求事項に対する設計の明確化。 で要求事項に対する設計の明確化。 で要求事項に対する設計の明確化。 で要求事項に対する設計の明確化。 では、可能を限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管を対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管を対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管を対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管を対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管を対しているとのでは、対して保管を対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、
して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、
は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保置では、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管では、これを図り表する。  「他化。
配置も含めて常設重大事故等対処設備と <u>置も含めて常設重大事故等対処設備と位</u> 置も含めて常設重大事故等対処設備と位 位置的分散を図り複数箇所に分散して保 <u>置的分散を図り複数箇所に分散して保管</u> 置的分散を図り複数箇所に分散して保管
位置的分散を図り複数箇所に分散して保置の分散を図り複数箇所に分散して保管を図り複数箇所に分散して保管を図り複数箇所に分散して保管を図り複数箇所に分散して保管を図り複数箇所に分散して保管を図り複数箇所に分散して保管を図り複数箇所に分散して保管を図り複数箇所に分散して保管を図り複数箇所に分散して保管を図り複数箇所に分散して保管を図り複数
一巻する歌卦とする
if  y  did it  y  do it    y  did it  y  do it    y  did it     if     if
①-31【54条96】 する可搬型重大事故等対処設備は,原子炉
建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋かり
屋外に保管する可搬型重大事故等対処 <u>屋外に保管する可搬型重大事故等対処</u> ら 100m 以上の離隔距離を確保するととも ・同趣旨の記載ではあるが, 表 同上
設備は,設計基準事故対処設備等及び常設 <u>設備は、</u> 原子炉建屋、タービン建屋及び廃 に、当該可搬型重大事故等対処設備がその 現の違いによる差異あり。
重大事故等対処設備が設置されている建 棄物処理建屋 <u>から 100m 以上の離隔距離を</u> 機能を代替する屋外の設計基準対象施設 ・要求事項に対する設計の明
屋から 100m 以上の離隔距離を確保すると <u>確保するとともに,当該可搬型重大事故等</u> 及び常設重大事故等対処設備から 100m 以 確化。
ともに,当該可搬型重大事故等対処設備が 対処設備がその機能を代替する屋外の設 上の離隔距離を確保した上で,複数箇所に
その機能を代替する屋外の設計基準対象 <u>計基準対象施設及び常設重大事故等対処</u> 分散して保管する設計とする。◆ (①-32)
施設及び常設重大事故等対処設備から   設備から 100m 以上の離隔距離を確保した
100m 以上の離隔距離を確保した上で,複 上で,複数箇所に分散して保管する設計と
数箇所に分散して保管する設計とする。 <u>する。</u> ①-32
①-32【54条97】
サポート系の故障に対しては,系統又は サポート系の故障に対しては,系統又は
機器に供給される電力,空気,油,冷却水 機器に供給される電力,空気,油,冷却水
を考慮し、可搬型重大事故防止設備は、設 を考慮し、可搬型重大事故防止設備は、設
計基準事故対処設備等又は常設重大事故 計基準事故対処設備等又は常設重大事故
防止設備と異なる駆動源,冷却源を用いる 防止設備と異なる駆動源,冷却源を用いる
設計とするか、駆動源、冷却源が同じ場合 設計とするか、駆動源、冷却源が同じ場合
は別の手段が可能な設計とする。また、水 は別の手段が可能な設計とする。また、水
源についても可能な限り,異なる水源を用 源についても可能な限り,異なる水源を用
<u>いる設計とする。</u> ①-35 いる設計とする。◆ (①-35)

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

## 要求事項との対比表

 実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	安水争頃との別設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備 考
<u> </u>					
	5.1.6 操作性及び試験・検査性	(c-4) 操作性及び試験・検査性	1.1.7.4 操作性及び試験・検査性		
	(1) 操作性の確保	(c-4-1) 操作性の確保	(1) 操作性の確保		
		(c-4-1-4) 発電所内の屋外道路及び屋内	d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の		
		通路の確保	確保		
、 想定される重大事故等が発	想定される重大事故等が発生した場合	想定される重大事故等が発生した場合	想定される重大事故等が発生した場合	・差異なし。	原子炉冷却系統施設(共通)
こした場合において可搬型重大	において,可搬型重大事故等対処設備を運	において,可搬型重大事故等対処設備を運	において,可搬型重大事故等対処設備を運	・要求事項に対する設計の明	5.1.6 操作性及び試験・検査性
≨故等対処設備を運搬し、又は	搬し,又は他の設備の被害状況を把握する	搬し,又は他の設備の被害状況を把握する	搬し,又は他の設備の被害状況を把握する	確化。	(1) 操作性の確保
也の設備の被害状況を把握する	ため,発電所内の道路及び通路が確保でき	ため,発電所内の道路及び通路が確保でき	ため,発電所内の道路及び通路が確保でき		
こめ、工場等内の道路及び通路	るよう,以下の設計とする。	<u>るよう,以下の設計とする。</u> 6-9	るよう,以下の設計とする。◇ (⑥-9)		
確保できるよう、適切な措置	<b>⑥−9【</b> 54条 98】				
ご講ずること。⑥					
	屋外及び屋内において,アクセスルート	屋外及び屋内において,アクセスルート	屋外及び屋内において,アクセスルート	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	は,自然現象,外部人為事象,溢水及び火	は,自然現象,発電用原子炉施設の安全性	は,自然現象,発電用原子炉施設の安全性	現の違いによる差異あり。	
	災を想定しても,運搬,移動に支障をきた	を損なわせる原因となるおそれがある事	を損なわせる原因となるおそれがある事	・要求事項に対する設計の明	
	すことのないよう,迂回路も考慮して複数	象であって人為によるもの, <a>□ (①-1)</a> <u>溢</u>	象であって人為によるもの,溢水及び火災	確化。	
	のアクセスルートを確保する設計とする。	水及び火災を想定しても,運搬,移動に支	を想定しても、運搬、移動に支障をきたす		
	⑥-10【54条99】	障をきたすことのないよう,迂回路も考慮	ことのないよう,迂回路も考慮して複数の		
		して複数のアクセスルートを確保する。	アクセスルートを確保する。◇(⑥-10)		
		<u></u>			
	屋外及び屋内アクセスルートに影響を	屋外アクセスルートに影響を与えるお	屋外及び屋内アクセスルートに対する	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	与えるおそれがある自然現象として、地	それがある自然現象として,地震,津波,	自然現象については、網羅的に抽出するた	現の違いによる差異あり。	
	震,津波,風(台風),竜巻,低温(凍結),	風(台風), 竜巻, 低温(凍結), 降水, 積	めに,地震,津波に加え,発電所敷地及び	・要求事項に対する設計の明	
	降水,積雪,落雷,火山の影響及び生物学	雪及び <u>火山の影響を選定する。</u> ⑥-11	その周辺での発生実績の有無に関わらず、	確化。	
	的事象を選定する。		国内外の基準や文献等に基づき収集した		
	⑥-11【54条 100】		洪水, 風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積		
			雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学的		
	屋外及び屋内アクセスルートに対する	屋外及び屋内アクセスルートに対する	事象,森林火災等の事象を考慮する。	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	外部人為事象については,屋外アクセスル	発電所敷地又はその周辺において想定さ	♦ (①-1)	現の違いによる差異あり。	
	ートに影響を与えるおそれがある事象と	れる発電用原子炉施設の安全性を損なわ		・要求事項に対する設計の明	
	して選定する火災・爆発(森林火災,近隣	せる原因となるおそれがある事象であっ	これらの事象のうち,発電所敷地及びその	確化。	

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	/++ - <del> </del> +
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	工場等の火災・爆発, 航空機落下火災等),	て人為によるもの① (①-1) <u>については</u> ,	周辺での発生の可能性,屋外アクセスルー		
	有毒ガス及び故意による大型航空機の衝	屋外アクセスルートに影響を与えるおそ	トへの影響度,事象進展速度や事象進展に		
	突その他のテロリズムに対して, 迂回路も	れがある事象として選定する火災・爆発	対する時間余裕の観点から,屋外アクセス		
	考慮した複数のアクセスルートを確保す		ルートに影響を与えるおそれがある事象		
	る設計とする。	空機落下火災等)及び有毒ガスに対して、	として,地震,津波,風(台風),竜巻,		
	⑥-12【54条 101】	迂回路も考慮した複数のアクセスルート	低温 (凍結),降水,積雪及び火山の影響		
		<u>を確保する設計とする。</u> ⑥-12	を選定する。なお、森林火災の出火原因と		
			なるのは、たき火やタバコ等の人為よるも		
			のが大半であることを考慮し,森林火災に		
			ついては, 人為によるもの(火災・爆発)		
			として選定する。また、地滑りについては、		
			地震による影響に包絡される。◆ (⑥-11)		
			屋外及び屋内アクセスルートに対する発		
			電所敷地又はその周辺において想定され		
			る発電用原子炉施設の安全性を損なわせ		
			る原因となるおそれがある事象であって		
			人為によるものについては、網羅的に抽出		
			するために、発電所敷地及びその周辺での		
			発生実績の有無に関わらず,国内外の基準		
			や文献等に基づき収集した飛来物(航空機		
			落下等), ダムの崩壊, 爆発, 近隣工場等		
			の火災, 有毒ガス, 船舶の衝突, 電磁的障		
			害,故意による大型航空機の衝突その他の		
			テロリズム等の事象を考慮する。		
			♦ (①-1)		
			これらの事象のうち,発電所敷地及びその		
			周辺での発生の可能性,屋外アクセスルー		
			トへの影響度,事象進展速度や事象進展に		
			対する時間余裕の観点から,屋外アクセス		
			ルートに影響を与えるおそれがある事象		
			として選定する火災・爆発(森林火災,近		
			隣工場等の火災・爆発,航空機落下火災等)		
			及び有毒ガスに対して,迂回路も考慮した		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

#### 要求事項との対比表

		要求事項との対	<b>Ľ衣</b>	: 前回提出時为	·600多天国内
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可, 技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	畑 芍
			複数のアクセスルートを確保する設計と		
			する。 <a href="#"></a>		
	屋外アクセスルートに対する地震によ	屋外アクセスルートに対する地震によ	屋外アクセスルートに対する地震によ	・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	る影響 (周辺構造物等の損壊, 周辺斜面の	る影響 (周辺構造物等の損壊, 周辺斜面の	る影響 (周辺構造物等の損壊, 周辺斜面の	現の違いによる差異あり。	5.1.6 操作性及び試験・検査性
	崩壊及び道路面のすべり), その他自然現	崩壊及び道路面のすべり), その他自然現	崩壊及び道路面のすべり), その他自然現	・要求事項に対する設計の明	(1) 操作性の確保
	象による影響(風(台風)及び竜巻による	象による影響(風(台風)及び竜巻による	象による影響(風(台風)及び竜巻による	確化。	
	飛来物,積雪並びに火山の影響)を想定し,	飛来物,積雪並びに火山の影響)を想定し,	飛来物,積雪並びに火山の影響)を想定し,		
	複数のアクセスルートの中から状況を確	複数のアクセスルートの中から状況を確	複数のアクセスルートの中から状況を確		
	認し,早期に復旧可能なアクセスルートを	認し,早期に復旧可能なアクセスルートを	認し,早期に復旧可能なアクセスルートを		
	確保するため,障害物を除去可能なホイー	確保するため,障害物を除去可能なホイー	確保するため,障害物を除去可能なホイー		
	ルローダ (「6,7号機共用」(以下同じ。))	ルローダを4台(予備1台)保管,使用す	ルローダを4台(予備1台)保管,使用す		
	を4台(予備1台)保管,使用する。	<u>る。</u> ⑥-13	る。 ��(⑥-13)		
	⑥-13【54条 102】				
	また, 地震による屋外タンクからの溢水	また, 地震による屋外タンクからの溢水	また, 地震による屋外タンクからの溢水及	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上
	及び降水に対しては,道路上への自然流下	及び降水に対しては,道路上への自然流下	び降水に対しては,道路上への自然流下も	・要求事項に対する設計の明	
	も考慮した上で,通行への影響を受けない	も考慮した上で,通行への影響を受けない	考慮した上で,通行への影響を受けない箇	確化。	
	箇所にアクセスルートを確保する設計と	箇所にアクセスルートを確保する設計と	所にアクセスルートを確保する設計とす		
	する。	<u>する。</u> ⑥-14	る。 ��(⑥-14)		
	⑥-14【54条103】				
	津波の影響については, 基準津波による	津波の影響については, 基準津波による	津波の影響については, 基準津波による	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上
	遡上域最大水位よりも高い位置にアクセ	遡上域最大水位よりも高い位置にアクセ	遡上域最大水位よりも高い位置にアクセ	・要求事項に対する設計の明	
	スルートを確保する設計とする。	スルートを確保する設計とする。 ⑥-15	スルートを確保する設計とする。	確化。	
	⑥-15【54条 104】		♦ (⑥-15)		
	屋外アクセスルートは、地震の影響によ	屋外アクセスルートは, 地震の影響によ	屋外アクセスルートは, 地震の影響によ	<ul><li>・差異なし。</li></ul>	同上
	る周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで	る周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで	る周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで	・要求事項に対する設計の明	
	崩壊土砂が広範囲に到達することを想定	崩壊土砂が広範囲に到達することを想定	崩壊土砂が広範囲に到達することを想定	確化。	
	した上で、ホイールローダによる崩壊箇所	した上で、ホイールローダによる崩壊箇所	した上で、ホイールローダによる崩壊箇所		
		の仮復旧を行うことで,通行性を確保でき			
	る設計とする。また、不等沈下等に伴う段	る設計とする。また,不等沈下等に伴う段	る設計とする。また、不等沈下等に伴う段		
		差の発生が想定される箇所においては,段			
		差緩和対策等を行う、迂回する、又は砕石			
		<u>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</u>			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び「麻) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

#### 要求事項との対比表

		要求事項との対	比表	:前回提出時か	らの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	による段差解消対策により対処する設計	による段差解消対策により対処する設計	による段差解消対策により対処する設計		
	とする。	<u>とする。</u> ⑥-16	とする。     (⑥-16)		
	⑥-16【54条105】				
	屋外アクセスルートは、自然現象のうち			・技術基準規則の要求事項に	原子炉冷却系統施設 (共通)
	低温(凍結)及び積雪に対して,道路につ			対する基本設計方針を記載。	5.1.6 操作性及び試験・検査性
	いては融雪剤を配備し、車両については走			・要求事項に対する設計の明	(1) 操作性の確保
	行可能なタイヤ等を装着することにより			確化。	
	通行性を確保できる設計とする。		屋内アクセスルートは、自然現象として		
	⑥【54条106】		選定する津波,風(台風),竜巻,低温(凍		
			結),降水,積雪,落雷,火山の影響,生		
	屋内アクセスルートは、自然現象として	屋内アクセスルートは, 自然現象として	物学的事象による影響に対して,外部から	・差異なし。	同上
	選定する津波,風(台風),竜巻,低温(凍	選定する津波,風(台風),竜巻,低温(凍	の衝撃による損傷の防止が図られた建屋	・要求事項に対する設計の明	
	結),降水,積雪,落雷,火山の影響及び	結),降水,積雪,落雷,火山の影響及び	内に確保する設計とする。 ◆ (⑥-17) な	確化。	
	生物学的事象による影響に対して,外部か	生物学的事象による影響に対して,外部か	お,森林火災の出火原因となるのは,たき		
	らの衝撃による損傷の防止が図られた建	らの衝撃による損傷の防止が図られた建	火やタバコ等の人為によるものが大半で		
	屋内に確保する設計とする。	屋内に確保する設計とする。 6-17	あることを考慮し,森林火災については,		
	⑥-17【54条 107】		人為によるもの(火災・爆発)として選定		
			する。		
	屋内アクセスルートは、外部人為事象と	また,発電所敷地又はその周辺における	また,発電所敷地又はその周辺における発	・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	して選定する火災・爆発(森林火災,近隣	発電用原子炉施設の安全性を損なわせる	電用原子炉施設の安全性を損なわせる原	現の違いによる差異あり。	
	工場等の火災・爆発、航空機落下火災等)	原因となるおそれがある事象であって人	因となるおそれがある事象であって人為	・要求事項に対する設計の明	
	及び有毒ガスに対して,外部からの衝撃に	為によるもの <a>□ (①-1)</a> <u>として選定する火</u>	によるものとして選定する火災・爆発(森	確化。	
	よる損傷の防止が図られた建屋内に確保	災・爆発(森林火災,近隣工場等の火災・	林火災,近隣工場等の火災・爆発,航空機		
	する設計とする。	爆発, 航空機落下火災等) 及び有毒ガスに	落下火災等) 及び有毒ガスに対して, 外部		
	⑥-18【54条 108】	対して,外部からの衝撃による損傷の防止	からの衝撃による損傷の防止が図られた		
		が図られた建屋内に確保する設計とする。	建屋内に確保する設計とする。◆ (⑥-18)		
		<u>6</u> -18			
	屋内アクセスルートの設定に当たって				
	は,油内包機器による地震随伴火災の影響	一以下余白一	一以下余白一	・技術基準規則の要求事項に	同上
	や,水又は蒸気内包機器による地震随伴溢			対する基本設計方針を記載。	
	水の影響を考慮するとともに, 迂回路を含			・要求事項に対する設計の明	
	む複数のルート選定が可能な配置設計と			確化。	
	び後数のルート選起が可能な配直設計と			# <b>庄</b> [□0	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

赤巴: 様式 つに関する記載 (竹番及び下線) 青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

		要求事項との対	比衣	:前回提出時為	1000多史画別
実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	/
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	5.1.2 多様性,位置的分散等				
	(1) 多重性又は多様性及び独立性				
	b. 可搬型重大事故等対処設備				
七 重大事故防止設備のうち可	可搬型重大事故防止設備は,設計基準事			・同趣旨の記載ではあるが、表	原子炉冷却系統施設 (共通)
搬型のものには、共通要因によ	故対処設備等又は常設重大事故防止設備			現の違いによる差異あり。	5.1.2 多様性,位置的分散等
って、設計基準事故対処設備の	と共通要因によって同時にその機能が損			・要求事項に対する設計の明	(1) 多重性又は多様性及び独立性
安全機能、使用済燃料貯蔵槽の	なわれるおそれがないよう,共通要因の特			確化。	b. 可搬型重大事故等対処設備
冷却機能若しくは注水機能又は	性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、				
常設重大事故防止設備の重大事	位置的分散を考慮して適切な措置を講じ				
故に至るおそれがある事故に対	る設計とする。				
処するために必要な機能と同時	①-33【54条110】				①-33 引用元: P30
にその機能が損なわれるおそれ					
がないよう、適切な措置を講ず	環境条件に対しては,想定される重大事			・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
ること。 <u>①</u>	故等が発生した場合における温度、放射			現の違いによる差異あり。	
	線,荷重及びその他の使用条件において,			・要求事項に対する設計の明	
	可搬型重大事故等対処設備がその機能を			確化。	
一以下余白一	確実に発揮できる設計とする。重大事故等				
	時の環境条件における健全性については				
	「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とす				
	る。風(台風),低温(凍結),降水,積雪				
	及び電磁的障害に対して可搬型重大事故				
	等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が				
	損なわれない設計とする。				
	①-34【54条111】				①-34 引用元: P30
	サポート系の故障に対しては,系統又は			・同趣旨の記載ではあるが、表	同上
	機器に供給される電力、空気、油及び冷却			現の違いによる差異あり。	
	水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は、			・要求事項に対する設計の明	
	設計基準事故対処設備等又は常設重大事			確化。	
	故防止設備と異なる駆動源,冷却源を用い				
	る設計とするか、駆動源、冷却源が同じ場				
	合は別の手段が可能な設計とする。また、				
	水源についても可能な限り,異なる水源を				
	用いる設計とする。①-35【54条112】				①-35 引用元: P33

様式-7

#### 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-7 【第54条 重大事故等対処設備】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

小巴・陳八つ に関りる記載 (刊番及び「麻) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1 への展開表 (補足説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)
:前回提出時からの変更箇所

#### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属	工事計画認可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可申請書	設置変更許可,技術基準規則	備考
施設の技術基準に関する規則	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1/1 45
	屋外アクセスルートは、自然現象のうち、低温(凍結)に対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。 ⑥【54条113】			<ul><li>技術基準規則の要求事項に 対する基本設計方針を記載。</li><li>要求事項に対する設計の明確化。</li></ul>	5.1.6 操作性及び試験・検査性
	一以下余白一			一以下余白一	一以下余白一

様式-7

#### 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-6 【第54条 重大事故等対処設備】

一:該当なし

※:条文全体に関わる説明書 : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

#### 各条文の設計の考え方

第 5	第 54 条(重大事故等対処設備)							
1.	1. 技術基準規則の条文,解釈への適合性に関する考え方							
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項・号	解釈	説明資料等			
1	多様性, 位置的分散等	技術基準規則の要求事項及びその 解釈を受けている内容を記載する。	2項3号 3項3号 3項5号 3項7号	4, 6, 7	a, c, e, f, g, h, j, m, n, o, p, q, s, t, u, w, z, ab, ac, a d, ae, af, ah			
2	悪影響防止	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項5号	3	b, f, i, m, q, s, t, u, w, z, a b, ad			
3	共用の禁止	技術基準規則の要求事項を受けて いる内容を記載する。	2項2号	_	f			
4	容量等	技術基準規則の要求事項及びその 解釈を受けている内容を記載する。	2項1号 3項1号	1, 5	d, j, p, t, v, w, af			
5	環境条件等	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項1号 1項6号 3項4号	1	a, c, e, f, g, h, j, l, m, n, o, p, q, r, s, t, u, w, x, y, z, aa, ab, ac, ad, ae, af, a g, ah			
6	操作性の確保	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項2号 1項4号 3項2号 3項6号	1	a, b, e, f, j, k, m, o, q, s, u, z, ab, ad			
7	試験検査	技術基準規則の要求事項及びその 解釈を受けている内容を記載する。	1項3号	2	b, f, m, o, q, s, t, u, w, z, a b, ad			
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目 考え方							
1	設置許可本文内の重 設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記 複記載 載しない。							

#### 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-6 【第54条 重大事故等対処設備】

一:該当なし ※:条文全体に関わる説明書:前回提出時からの変更箇所様式-6

		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の変更固所				
2	文章,表又は図の呼 込み	設置許可内での文章,表又は図の呼込みであるため記載しない。	_				
3.	設置許可添八のうち, 身	- 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等				
$\Diamond$	設置許可本文との重 複記載	設置許可本文にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	_				
2>	文章,表又は図の呼込み	設置許可内での文章,表又は図の呼込みであるため記載しない。	_				
4.	詳細な検討が必要な事項	頁					
No.		記載先					
а	主要設備の配置の状況	を明示した平面図及び断面図					
b	単線結線図						
С	発電用原子炉施設の自	然現象等による損傷の防止に関する説明書					
d	設備別記載事項の設定	根拠に関する説明書					
е	環境測定装置(放射線	管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付箇所を	明示した図面				
f	安全設備及び重大事故	等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説	明書				
g	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書						
h	発電用原子炉施設の溢	水防護に関する説明書					
i	発電用原子炉施設の蒸	気タービン,ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に	関する説明書				
j	通信連絡設備に関する	説明書及び取付箇所を明示した図面					
k	非常用照明に関する説	明書及び取付箇所を明示した図面					
1	原子炉圧力容器の脆性	破壊防止に関する説明書					
m	核燃料物質の取扱施設	及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図					
n	耐震性に関する説明書						
О	構造図						
р		度,水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書, びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	検出器の取付				
q	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図						
r	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書						
S	計測制御系統施設に係る機器(計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図						
t	計測装置の構成に関す 測範囲及び警報動作範	る説明書, 計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した 囲に関する説明書	図面並びに計				
u	放射線管理施設に係る	機器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面	面及び系統図				

#### 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書に係る様式-6 【第54条 重大事故等対処設備】

一:該当なし

※:条文全体に関わる説明書 : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

V	工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
W	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書
Х	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書
у	中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書
Z	原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
aa	圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書
ab	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
ac	浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
ad	補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
ae	非常用取水設備の配置を明示した図面
af	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書
ag	緊急時対策所の居住性に関する説明書
ah	強度に関する説明書
*	発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書
*	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	米伊男―光电別との比較
			第1章 共通項目	
			5. 設備に対する要求	
			5.1 安全設備,設計基準対象施設及び重大 事故等対処設備	
			5.1.2 多様性,位置的分散等	
			(1) 多重性又は多様性及び独立性	
			重大事故等対処設備は、共通要因として、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(以下「外部人為事象」という。)、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。 【54条1】	
			発電所敷地で想定される自然現象として, 地震,津波,風(台風),竜巻, <u>低温(凍結)</u> , 降水,積雪,落雷 <u>,地滑り</u> ,火山の影響 <u>及び</u> 生物学的事象を選定する。 【54条2】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			自然現象の組合せについては,地震,積雪及び火山の影響を考慮する。 【54条3】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			外部人為事象として, 飛来物(航空機落下), 火災・爆発(森林火災, 近隣工場等の火災・爆発, 航空機落下火災等), 有毒ガス, 船舶の衝突, 電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。 【54条4】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては,可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。 【54条5】	差異なし
				設備構成の差異 (柏崎刈羽の経路には可搬型ホースも含ま れるため)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	+V644-74-77 ) 0     + -
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			建屋については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。 【54条6】	
			重大事故緩和設備についても,共通要因の特性を踏まえ,可能な限り多様性を確保し,位置的分散を図ることを考慮する。 【54条7】 a. 常設重大事故等対処設備	差異無し
			処設備並びに使用済燃料貯蔵槽(使用済燃料 貯蔵プール)の冷却設備及び注水設備(以下 「設計基準事故対処設備等」という。)の安 全機能と共通要因によって同時にその機能 が損なわれるおそれがないよう,共通要因の 特性を踏まえ,可能な限り多様性,独立性, 位置的分散を考慮して適切な措置を講じる 設計とする。 【54条61】	
			ただし、常設重大事故防止設備のうち、計 装設備については、重大事故等に対処するた めに監視することが必要なパラメータの計 測が困難となった場合に、当該パラメータを 推定するために必要なパラメータと異なる 物理量又は測定原理とする等、重大事故等に 対処するために監視することが必要なパラ メータに対して可能な限り多様性を有する 方法により計測できる設計とするとともに、 可能な限り位置的分散を図る設計とする。 【54条61】	
			環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。 【54条62】	
			風(台風), <u>低温(凍結)</u> ,降水,積雪 <u>及び</u> 電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は,環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 【54条62】	設置 (変更) 許可における設計方針の差異

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	<b>★</b> 法#一 <b>#</b> 表示1 ☆U.#
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針 (変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			常設重大事故防止設備は,「1. 地盤等」に基づく地盤に設置するとともに,地震,津波,火災及び溢水に対して,「2.1 地震による損傷の防止」,「2.2 津波による損傷の防止」,「3.1 火災による損傷の防止」及び「4.1 溢水等による損傷の防止」に基づく設計とする。 【54条63】	
			地震,津波,溢水及び火災に対して常設重 大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等 と同時に機能を損なうおそれがないように, 可能な限り設計基準事故対処設備等と位置 的分散を図る。 【54条65】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学的事象, 火災・爆発(森林火災, 近隣工場等の火災・爆発, 航空機落下火災等), 有毒ガス, 船舶の衝突及び電磁的障害に対して, 常設重大事故防止設備は, 外部からの衝撃による損	設置(変更)許可における設計方針の差異
			傷の防止が図られた建屋内に設置するか,又は設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないように,設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り,屋外に設置する。 【54条66】 落雷に対して常設代替交流電源設備は,避雷設備等により防護する設計とする。	差異なし
			【54条67】 生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は,侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。 【54条68】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	東海第二発電所との比較
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後) 生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物 からの影響を受けるおそれのある常設重大 事故防止設備は、侵入防止対策により重大事 故等に対処するための必要な機能が損なわ れるおそれのない設計とする。【54条 68】	差異なし
			A DA CAUS AN BART C 7 DO TOTAL COL	設置(変更)許可における設計方針の差異
				設置(変更)許可における設計方針の差異 (柏崎刈羽では確率の観点から常設SA設備に対する外部人為事象として飛来物(航空機落下)を選定していない)
			常設重大事故緩和設備についても,共通要因の特性を踏まえ,可能な限り上記を考慮して多様性,位置的分散を図る設計とする。 【54条69】	差異なし
			サポート系の故障に対しては,系統又は機器に供給される電力,空気,油及び冷却水を考慮し,常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源,冷却源を用いる設計,又は駆動源,冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また,常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。【54条70】 b. 可搬型重大事故等対処設備	差異なし
			可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故防止設備は,設計基準事故 対処設備等又は常設重大事故防止設備と共 通要因によって同時にその機能が損なわれ るおそれがないよう,共通要因の特性を踏ま え,可能な限り多様性,独立性,位置的分散 を考慮して適切な措置を講じる設計とする。 【54条110】	差異なし
			また,可搬型重大事故等対処設備は,地震, 津波,その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム,設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。 【54条89】	設置(変更)許可における設計方針の差異

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

		I		I
伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。 【54条111】	差異なし
			電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処	設置(変更)許可における設計方針の差異 (東二は,風荷重に対しては位置的分散で対 応するが,当社は荷重の組合せ評価を実施 し,設備本体が機能を損なわない設計として おり,左記記載となる。)
			地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置された建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。 【54条90】	差異なし

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。 【54条91】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく 火災防護を行う。 【54条92】	差異なし
			溢水に対して可搬型重大事故等対処設備 は、「4.1 溢水等による損傷の防止」に基づ く設計とする。 【54条93】	設置(変更)許可における設計方針の差異 (上段記載との整合)
			地震,津波,溢水及び火災に対して可搬型 重大事故等対処設備は,設計基準事故対処設 備等及び常設重大事故等対処設備と同時に 機能を損なうおそれがないように,設計基準 事故対処設備等の配置も含めて常設重大事 故等対処設備と位置的分散を図り,複数箇所 に分散して保管する設計とする。 【54条94】	設置(変更)許可における設計方針の差異

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
工事計画認可申請書基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後) 風(台風), 竜巻, 低温(凍結), 降水, 積 雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響, 生物学的事 象, 火災・爆発(森林火災, 近隣工場等の火	設置(変更)許可における設計方針の差異
			災・爆発,航空機落下火災等),有毒ガス, 船舶の衝突及び電磁的障害に対して,可搬型 重大事故等対処設備は,外部からの衝撃によ る損傷の防止が図られた建屋内に保管する か,又は設計基準事故対処設備等及び常設重 大事故等対処設備と同時に必要な機能を損 なうおそれがないように,設計基準事故対処 設備等の配置も含めて常設重大事故等対処 設備と位置的分散を図り,防火帯の内側の複 数箇所に分散して保管する設計とする。 【54条95】	設備構成の差異 (東海第二はカルバート等を含んでいる)
			クラゲ等の海生生物から影響を受けるお それのある屋外の可搬型重大事故等対処設 備は、予備を有する設計とする。 【54条95】	差異なし
				設置(変更)許可における設計方針の差異
			飛来物(航空機落下)及び故意による大型 航空機の衝突その他のテロリズムに対して, 屋内の可搬型重大事故等対処設備は,可能な 限り設計基準事故対処設備等の配置も含め て常設重大事故等対処設備と位置的分散を 図り複数箇所に分散して保管する設計とす る。 【54条96】	差異なし

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
				設備構成の差異 (柏崎刈羽は 5 号機原子炉建屋内緊急時対
			サポート系の故障に対しては,系統又は機器に供給される電力,空気,油及び冷却水を考慮し,可搬型重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源,冷却源を用いる設計とするか,駆動源,冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また,水源についても	差異なし
			可能な限り、異なる水源を用いる設計とする。【54条112】  c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口  原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。 【54条79】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置に複数箇所設置する。重大事故等時の環境条件における健全性については、「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。 【54条80】	
			風(台風), 低温(凍結), 降水, 積雪 <u>及び</u> 電磁的障害に対しては, 環境条件にて考慮 し, 機能が損なわれない設計とする。 【54条80】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			地震に対して接続口は,「1. 地盤等」に 基づく地盤上の建屋 <u>面</u> に複数箇所設置する。 【54条81】	設置(変更)許可における設計方針の差異 (設計進捗により,建屋内接続口の記載は不 要)
			地震, 津波及び火災に対しては,「2.1 地震による損傷の防止」,「2.2 津波による損傷の防止」及び「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 【54条82】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			溢水に対しては, 想定される溢水水位に対 して機能を喪失しない位置に設置する。 【54条83】	差異なし
				設置(変更)許可における設計方針の差異 (設計進捗により,建屋内接続口の記載は不 要)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	T
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	果供第一先电例 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			風(台風), 竜巻, 落雷, <u>地滑り</u> , <u>火山の影響</u> , 生物学的事象, <u>火災・爆発(森林火災</u> , 近隣工場等の火災・爆発, 航空機落下火災等), 有毒ガス, 船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムに対して,接続口は, <u>建屋の異なる面の</u> 隣接しない位置に複数箇所設置する。 【54条85】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は,開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。 【54条86】	
				設置(変更)許可における設計方針の差異
			また,一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には,それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。同時に使用する可能性がある場合は,合計の容量を確保し,状況に応じて,それぞれの系統に必要な容量を同時に供給できる設計とする。 【54条87】	
			5.1.3 悪影響防止等 (2) 共用	
			常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。 【54条60】	
			ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、2以上の発電用原子炉施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、同一の発電所内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。 【54条60】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
				設備構成の差異
			設計とする。 【54条50】 系統的な影響に対しては,重大事故等対処設備は,弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること,重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること,他の設備から独立して単独で使用可能なこと,設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 【54条51】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

In 1 10 100			17 14 1177 127 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	T
伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
五字时四即UNTT用目 在个队可力到(及类似)	- 子田四郎 丁丁明目 - 金子以刊ガ判 (及業扱)	五字川四郎···丁田目 在个队门刀列(及案板)	五字田户IPD (交叉板)	設置(変更)許可における設計方針の差異(柏崎刈羽では,設備が稼働することにより生じるものを「他設備への悪影響」と整理しており、左記東二の事象においては、5.1.2にて位置的分散の考慮によって機能を喪失しない設計であることを記載している。)
			放水砲については、建屋への放水により、 当該設備の使用を想定する重大事故時にお いて必要となる屋外の他の設備に悪影響を 及ぼさない設計とする。 【54条52】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

In Land or the Life		that had a second or the second		
伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所工事計畫書、其本部計畫科(亦再後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	東海第二発電所との比較
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書基本設計方針(変更後)	内部発生飛散物による影響に対しては,内部発生飛散物による影響に対しては,内部発生エネルギの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断,高速回転機器の破損,ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し,重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 【54条53】	
			5.1.4 容重等 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は,想定される重大事故等の収束において,想定する事象及びその事象の進展等を考慮し,重大事故等時に必要な目的を果たすために,事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は,これらの系統の組合せにより達成する。【54条55】 「容量等」とは,ポンプ流量,タンク容量,伝熱容量,弁吹出量,発電機容量,蓄電池容量,計装設備の計測範囲,作動信号の設定値等とする。 【54条56】	差異なし

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	東海第二発電所との比較
工事計画認可申請書基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後) 常設重大事故等対処設備のうち設計基準 対象施設の系統及び機器を使用するものに ついては,設計基準対象施設の容量等の仕様 が,系統の目的に応じて必要となる容量等に 対して十分であることを確認した上で,設計 基準対象施設の容量等の仕様と同仕様の設 計とする。 【54条57】	
			常設重大事故等対処設備のうち設計基準対象施設の系統及び機器を使用するもので、 重大事故等時に設計基準対象施設の容量等 を補う必要があるものについては、その後の 事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じ て必要となる容量等を有する設計とする。 【54条 58】	差異なし
			常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては,系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。 【54条59】	差異なし
			(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される 重大事故等の収束において、想定する事象及 びその事象の進展を考慮し、事故対応手段と しての系統設計を行う。重大事故等の収束 は、これらの系統の組合せにより達成する。 【54条71】	差異なし
			「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、 <u>伝熱容量、</u> 発電機容量、蓄電池容量、ボンベ 容量、 <u>計測器</u> の計測範囲等とする。 【54条72】	設置(変更) 許可における設計方針の差異 (柏崎刈羽では代替 RCW が「伝熱容量」に該 当) 表現上の差異(設置(変更) 許可の記載を引 用) (可搬型 SA 設備としては「可搬型計測器」 が該当するため)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			可搬型重大事故等対処設備は,系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに,設備の機能,信頼度等を考慮し,予備を含めた保有数を確保することにより,必要な容量等に加え,十分に余裕のある容量等を有する設計とする。 【54条73】	差異なし
			可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで,設置の効率化,被ばくの低減が図れるものは,同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし,兼用できる設計とする。 【54条74】	差異なし
			可搬型重大事故等対処設備のうち,原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は,必要となる容量等を有する設備を1基当たり2セットに加え,故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして,発電所全体で予備を確保する。 【54条75】	差異なし
			また、可搬型重大事故等対処設備のうち、 負荷に直接接続する <u>可搬型蓄電池、可搬型ボンベ等</u> は、必要となる容量等を有する設備を 1 基当たり 1 セットに加え、故障時のバック アップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保 する。 【54 条 76】	設備構成の差異
			上記以外の可搬型重大事故等対処設備は, 必要となる容量等を有する設備を 1 基当た り 1 セットに加え,設備の信頼度等を考慮 し,予備を確保する。 【54 条 77】	差異なし

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)		工事計画認可申請書基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			5.1.5 環境条件等	
			重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、	差異なし
			荷重及びその他の使用条件において,その機能が有効に発揮できるよう,その設置場所	
			(使用場所) 又は保管場所に応じた耐環境性 を有する設計とするとともに, 操作が可能な	
			設計とする。 【54条8】	
			事故等 <u>時</u> における温度 (環境温度及び使用温度),放射線及び荷重に加えて,その他の使用条件として環境圧力,湿度による影響,重	ここでは設置(変更)許可の記載を引用し「自
			大事故等時に海水を通水する系統への影響, 自然現象による影響,外部人為事象の影響, 周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状 (冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮する。 【54条9】	然現象による影響」と記載。)
			荷重としては,重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて,環境圧力,温度及び自然現象による荷重を考慮する。 【54条9】	差異なし
			自然現象について,重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として,地震,風(台風),低温(凍結),降水及び積雪を選定する。これらの事象のうち,低温(凍結)及び降水については,屋外の天候による影響として考慮する。 【54条10】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			自然現象による荷重の組合せについては, 地震,風(台風) <u>及び</u> 積雪の影響を考慮する。 【54条11】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			おける環境温度,環境圧力,湿度による影響, 屋外の天候による影響( <u>低温(凍結)</u> 及び降	設置(変更)許可における設計方針の差異
			水),重大事故等時の放射線による影響及び 荷重に対しては,重大事故等対処設備を設置 (使用)又は保管する場所に応じて,「(1)	
			環境圧力,環境温度及び湿度による影響,放射線による影響,屋外の天候による影響(低温(凍結)及び降水)並びに荷重」に示すよ	
			うに設備分類ごとに必要な機能を有効に発揮できる設計とする。	
			【54条 12】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

In I am and a part of	1.74 P - 1 - 2 - 2 - 1 - 12 P	1-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1		
伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			(1) 環境圧力,環境温度及び湿度による影響,放射線による影響,屋外の天候による影響 (低温(凍結)及び降水)並びに荷重	設置(変更)許可における設計方針の差異
			原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。 【54条13】	差異なし
			原子炉建屋原子炉区域内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮する。 【54条14】	設備構成の差異(柏崎刈羽では,二次格納施 設を原子炉建屋原子炉区域と定義)
			また、地震による荷重を考慮して、機能を 損なわない設計とするとともに、可搬型重大 事故等対処設備は、必要により当該設備の落 下防止、転倒防止及び固縛の措置をとる。操 作は中央制御室、異なる区画若しくは離れた 場所又は設置場所で可能な設計とする。 【54条14】	差異なし
			このうち、インターフェイスシステム LOCA 時、使用済燃料貯蔵プールにおける重大事故に至るおそれのある事故又は主蒸気管破断事故起因の重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料貯蔵プール監視カメラは、使用済燃料貯蔵プールに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。【54条15】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			原子炉建屋内の原子炉区域外及びその他の建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止及び固縛の措置をとる。操作は中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。【54条16】【54条17】【54条18】	
				設置(変更)許可における設計方針の差異(柏崎刈羽では,設備が稼働することにより生じるものを「他設備への悪影響」と整理しており,左記東二の事象において屋内の SA設備は,5.1.2 にて,外部からの衝撃による損傷の防止が図られた施設内への設置・保管により機能を喪失しない設計であることを記載している。)
			屋外及び建屋屋上の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。【54条19】	設備構成の差異(柏崎刈羽では,建屋屋上にも対象設備があるため)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			また、地震、 <u>風(台風)及び</u> 積雪の影響による荷重を考慮し、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、 転倒防止、固縛の措置をとる。 【54条20】	設置(変更)許可における設計方針の差異 表現上の差異 (機能維持させるための具体策を記載)
				設置(変更)許可における設計方針の差異 (屋外の SA 設備については、上段で固縛の 措置等により機能維持する旨記載済み。ま た,環境条件としては、全ての SA 設備が自 然現象による荷重に耐える設計(運用込み) としており、位置的分散での機能担保は考慮 していない。共通要因としての自然現象に対 して、屋外の可搬型 SA 設備は、同じ機能を 有する常設 SA 設備や DB 設備と位置的分散 を図る設計としていることを「5.1.2」にて 記載済み)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

	全電所3号機 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
고 쇼 비 <u>더마아</u> 시 내 버 티	坐不以前 / 万里 (文文仪/	工事时四郎等证明目 盆子以时为时 (交叉区)	工事时四郎(竹中明日 (及天夜)	工事用四郎等打明目 盆子展用方針 (及关权)	詳細設計につき記載せず (固縛の具体的方法については, 添付書類に て説明を実施)
				積雪の影響 <u>を考慮して</u> , 必要により除雪等	設置(変更)許可における設計方針の差異
				の措置を講じる。 【54条 21】	(柏崎刈羽では SA 時において火山の影響を 選定していないため、積雪への対応のみ) 詳細設計につき記載せず 設備構成の差異(柏崎刈羽では、屋外に存在 する一部の重大事故等対処設備で、可搬型重 大事故等対処設備に頼らない設備があるた め(例:格納容器圧力逃がし装置)
				原子炉格納容器内の安全施設及び重大事	<b>学用</b> か1
				放等対処設備は、設計基準事故等及び重大事故等時に想定される圧力、温度等に対して、格納容器スプレイ水による影響を考慮しても、その機能を発揮できる設計とする。 【14条】【54条23】	
				安全施設及び重大事故等対処設備 <u>のうち</u> , <u>主たる流路に影響を与える範囲については</u> , <u>主たる流路の機能を維持できるよう</u> ,主たる 流路と同一又は同等の規格で設計する。 【14条】【54条 24】	表現上の差異(主語の明確化)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

TT [ . 70 FT - F . 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17				
伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			(2) 海水を通水する系統への影響 海水を通水する系統への影響に対しては、 常時海水を通水する、海に設置する又は海で 使用する安全施設及び重大事故等対処設備 は耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水 するコンクリート構造物については、腐食を 考慮した設計とする。 【14条】【54条 25】	差異なし
			また,使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は,海水の影響を考慮した設計とする。 【54条25】	差異なし
			原則,淡水を通水するが,海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は,可能な限り淡水を優先し,海水通水を短期間とすることで,設備への海水の影響を考慮する。 【54条 26】	差異なし
			また,海から直接取水する際の異物の流入 防止を考慮した設計とする。 【54条 26】 (3) 電磁的障害	差異なし
				表現上の差異 (14 条の記載と 54 条の記載を 統合したことによる記載の適正化)
			重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。 【54条28】	部人為事象による波及的影響を考慮しておらず,当該事象における設備の機能維持につ

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(	玄海原子力発電所3号機 変更後) 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更	東海第二発電所 更後) 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
				設置(変更)許可における設計方針の差異(柏崎刈羽では、地震以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響を考慮しておらず、当該事象における設備の機能維持については、5.1.2にて設備の複数保管や位置的分散により機能を損なわない設計であることを記載している。)
			溢水に対しては、重大事故等対処設備は、 想定される溢水により機能を損なわないよ うに、重大事故等対処設備の設置区画の止水 対策等を実施する。 【54条29】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

丹士交電売9 ₽.₩	力海面子力整電記9 P. #W	東海第二発電所	拍达加羽匠 7. 五双霉冠 7. 电极	
伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	果一年 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
				設置(変更)許可における設計方針の差異 (東二の左記事象に対して,可搬型 SA 設備 の機能維持については,「5.1.2」にて,機能 を喪失しない位置に保管する設計であること,位置的分散を図る設計であることを記載 済み。)
				設置(変更)許可における設計方針の差異
				(柏崎刈羽では、設備が稼働することにより生じるものを「他設備への悪影響」と整理しており、地震による影響に対して、常設 SA設備は耐震設計を行うこと、可搬型 SA設備は固縛等により機能を損なわない設計であることを 5.1.2 に記載している。)
				設置(変更)許可における設計方針の差異(柏崎刈羽では,設備が稼働することにより生じるものを「他設備への悪影響」と整理しており,火災に対して,SA設備は火災防護対策を行うこと,溢水に対してSA設備は位置的分散を図ることで機能を損なわない設計であることを 5.1.2 に記載している。)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
工学印刷的"以下明盲"在《学校》的《发文传》	工学可图即"订下明百 生子"以可力到(久义牧)	上于印刷即当下明百 <u>全</u> 个以刊 <i>为</i> 判(发义该)	地震による荷重を含む耐震設計について は,「2.1 地震による損傷の防止」に,火災	して、津波による波及的影響を選定していな
			(5) 設置場所における放射線 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。 【54条54】	差異なし
			可搬型重大事故等対処設備は、想定される 重大事故等が発生した場合においても設置 及び常設設備との接続に支障がないように、 放射線量の高くなるおそれの少ない設置場 所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設 置等により、当該設備の設置及び常設設備と の接続が可能な設計とする。 【54条88】	差異なし

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

/ユーダ(最高Co □ +Wc	大海匠フカが母ごり日機	市海笠一水亭正	<b>や吹加2012 ユナム学に2 日標</b>	
伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			(6) 冷却材の性状 安全施設及び重大事故等対処設備は、系統外部から異物が流入する可能性のある系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に発揮できる設計とする。 【14条】【54条31】 5.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、教育・訓練により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、設置変更許可申請書「十 発電用原子炉のがあるといりである。 における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。 【54条35】	表現上の差異(並び替えによる記載の適正
				詳細設計につき記載せず
			重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。 【54条36】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	古海笛一双電話しの比較
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			重大事故等対処設備は,操作する全ての設備に対し,十分な操作空間を確保するとともに,確実な操作ができるよう,必要に応じて操作足場を設置する。また,防護具,可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。 【54条37】	差異なし
			現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬、設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。 【54条38】	差異なし
			現場の操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 【54条39】	差異なし
			現場において人力で操作を行う弁は,手動操作が可能な設計とする。 【54条40】	差異なし
			現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、 <u>使用する設備に応じて</u> 接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。【54条40】	表現上の差異(対象の明確化)
			また, 重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は, 必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計とする。 【54条40】	差異なし

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	東海第二発電所との比較
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	
			想定される重大事故等において操作する 重大事故等対処設備のうち動的機器につい ては、その作動状態の確認が可能な設計とす る。 【54条41】	差異なし
			重大事故等対処設備のうち,本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は,通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように,系統に必要な弁等を設ける設計とする。 【54条48】	差異なし
			可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。高圧窒素ガスボンベ、タンクローリ等については、各々専用の接続方式を用いる。【54条78】	設備構成の差異
			また,発電用原子炉施設間で相互に使用することができるように,6号機及び7号機とも同一形状とするとともに,同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等,複数の系統での接続方式の統一も考慮する。 【54条78】	設置(変更)許可における設計方針の差異 (東海第二は相互に使用するプラントがない)
			想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備 <u>を</u> 運搬 し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。 【54条98】	表現上の差異(設置(変更)許可の記載をそのまま引用したことによる差異)
			屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。 【54条99】	差異なし

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
				設置(変更)許可における設計方針の差異 (柏崎刈羽では、仮復旧等の運用を含め、複数のアクセスルートを確保する設計)
			屋外及び屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として,地震,津波,風(台風),竜巻, <u>低温(凍結)</u> ,降水,積雪,落雷,火山の影響 <u>及び</u> 生物学的事象を選定する。 【54条100】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			部人為事象については、屋外アクセスルート	設置(変更)許可における設計方針の差異 (飛来物(航空機落下)はアクセスルートを 阻害するものとして航空機落下火災に包絡)
			影響 (周辺構造物等の損壊, 周辺斜面の崩壊	「風(台風)及び竜巻による飛来物」は自然 現象による影響であるため
				設備構成の差異 (東海第二特有の記載)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
- 子川四脚で17年間目 ASTP以口刀町(及火阪)	上于时四即57下明目   <u>金</u> 个队时力到(及义权)	<del>一手中周的"平用目"</del>	また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。 【54条103】	差異なし
				設置(変更)許可における設計方針の差異
				設置(変更)許可における設計方針の差異
			低温(凍結)に対しては、迂回路も考慮した	設置(変更)許可における設計方針の差異 (外部人為事象については,【54条101】で 迂回路も考慮した複数のアクセスルートを 確保することを記載済み)
			落雷に対しては,道路面が直接影響を受けることはないため,さらに生物学的事象に対しては,容易に排除可能なため,アクセスルートへの影響はない。【54条113】	差異なし
			屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の仮復旧を行うことで、通行性を確保できる設計とする。 【54条105】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う、迂回する、又は砕石による段差解消対策により対処する設計とする。 【54条105】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			屋外アクセスルートは,自然現象のうち <u>低温(凍結)</u> 及び積雪に対して,道路については融雪剤を配備し,車両については <u>走行可能なタイヤ等</u> を装着することにより通行性を確保できる設計とする。 【54条 106】	

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			屋内アクセスルートは,自然現象として選定する津波,風(台風),竜巻,低温(凍結),降水,積雪,落雷,火山の影響及び生物学的事象による影響に対して,外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 【54条107】	設置(変更)許可における設計方針の差異
			て選定する <u>火災・爆発(森林火災</u> ,近隣工場 等の火災・爆発,航空機落下火災等)及び 有 毒ガスに対して,外部からの衝撃による損傷 の防止が図られた建屋内に確保する設計と する。	設置(変更)許可における設計方針の差異
			【54条108】 屋内アクセスルートの設定に当たっては、油内包機器による地震随伴火災の影響や、水 又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響を考慮するとともに、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。 【54条109】	差異なし
			(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた設計とする。 【54条42】	差異なし
			また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。 【54条42】	差異なし
			設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は,使用前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。 【15条】【54条43】	記載の適正化(主語の明確化) 記載の適正化(法改正に伴う検査名称の変 更)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。系統試験については、テストラインなどの設備を設置又は必要に応じて準備することで試験可能な設計とする。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するものは、他の系統と独立して機能・性能確認が可能な設計とする。 【54条44】	差異なし
			発電用原子炉の運転中に待機状態にある 重大事故等対処設備は,発電用原子炉の運転 に大きな影響を及ぼす場合を除き,運転中に 定期的な試験又は検査が実施可能な設計と する。また,多様性又は多重性を備えた系統 及び機器にあっては,各々が独立して試験又 は検査ができる設計とする。 【54条45】	差異なし
			代替電源設備は,電気系統の重要な部分と して,適切な定期試験及び検査が可能な設計 とする。 【54条46】	差異なし
			構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。 【54条47】	差異なし

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

# 先行審査プラントの記載との比較表(原子炉冷却系統施設(個別)の基本設計方針)

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	<b>主海ケーが表す</b> 1~1.44
工事計画認可申請書 基本設計方針 (変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針 (変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 5.1 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の機能 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水改備の機能 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水砂水を水源とするポンプは、原子炉圧力容器並びに冷却材中の異物の影響について(非常に多る過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12原院第5号(平成20年2月原院第5号(平成20年2月原院第5号(平成20年2月原子力安全・保安院制定))によるろとはの性能評価により、設計基準事故時入るとはの性能等時に想定される最もいる最もいても、正常に機能する能力を有する設計とする。 【32条】【54条32】 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のうち、復水貯蔵槽、ほう酸水注入系貯蔵タンク、淡水貯水池、防火水槽、海を水源とするポンプは、復水貯蔵槽、ほう酸水注入系貯蔵タンク、淡水貯水池、防火水槽、海のにおいても、では、複水貯、地では、水砂で温度により、想定される最もいる能力を有する設計とする。 【54条33】	設備名称の差異(工事計画上の名称を記載。) 表現上の差異 設備構成の差異 表現上の差異

青字:柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

# 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	東海第二発電所との比較
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	
上事計   一本本語   一本語   一述   一本語   上事訂四於可甲請書 基本設計力對(发果後)	上字訂問訟引甲請書   基本設計力針(変更後)	3. 圧力低減設備その他の安全設備 3.2 原子炉格納容器安全設備 3.2.1 格納容器スプレイ冷却系 原子炉格納容器安全設備のうち,サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価により、設計基準事故時及び重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。 【54条32】【44条】 3.2.2 サプレッションチェンバプール水冷却系原子炉格納容器安全設備のうち、サプレッ	表現上の差異 表現上の差異(当社は NPSH 要求のある個別 系統の項立ての都度, NPSH に対する設計方 針を記載する。)	

青字:柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

# 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

伊方発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	玄海原子力発電所3号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			3.2.3 代替格納容器スプレイ冷却系による 原子炉格納容器の冷却 (1) 代替格納容器スプレイ冷却系(常設) による原子炉格納容器の冷却 原子炉格納容器安全設備のうち, <u>復水貯蔵</u>	記載の明確化(評価対象となる設備の明確
			(2) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型) による原子炉格納容器の冷却 原子炉格納容器安全設備のうち, 淡水貯水池, 防火水槽, 海を水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは, 淡水貯水池, 防火水槽, 海の圧力及び温度により, 想定される最も小さい有効吸込水頭においても, 正常に機能する能力を有する設計とする。 【54条34】	記載の明確化(評価対象となる設備の明確
			3.2.4 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱原子炉格納容器安全設備のうち, サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは,原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・12原院第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性能評価により,重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても,正常に機能する能力を有する設計とする。【54条32】	化。) 表現上の差異

青字:柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異

# 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉格納施設の基本設計方針)

伊方発電所3号機	玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	
工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針 (変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	東海第二発電所との比較
			3.2.5 格納容器下部注水系による原子炉格 納容器下部への注水 (1) 格納容器下部注水系(常設)による原 子炉格納容器下部への注水 原子炉格納容器安全設備のうち,復水貯蔵 槽を水源として原子炉格納容器冷却のため に運転するポンプは,復水貯蔵槽の圧力及び 温度により,想定される最も小さい有効吸込 水頭においても,正常に機能する能力を有す る設計とする。 【54条34】	設備構成の差異 記載の明確化(評価対象となる設備の明確 化。)
			(2) 格納容器下部注水系(可搬型)による 原子炉格納容器下部への注水 原子炉格納容器安全設備のうち, <u>淡水貯水</u>	設備構成の差異
			池,防火水槽,海を水源として原子炉格納容 器冷却のために運転するポンプは,淡水貯水 池,防火水槽,海の圧力及び温度により,想 定される最も小さい有効吸込水頭において も,正常に機能する能力を有する設計とす る。 【54条34】	記載の明確化(評価対象となる設備の明確 化。)

青字:柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異